

総務常任委員会
予算常任委員会総務分科会

(平成26年3月3日)

○ 毛利彰男委員長

おはようございます。

先週に引き続きまして、総務常任委員会を再開いたします。

本日は、請願第6号、8号、9号の審査から始めたいと思います。

念のために申し上げますが、委員の皆様及び理事者の皆様に申し上げます。

皆さんご承知のとおり、現在、委員会のインターネット中継を行っておりますので、発言の際には必ずご自身の前のマイクのスイッチを入れて発言をいただき、発言が終わりましたらマイクを切っていただきますようお願いを申し上げます。

傍聴者に市民の方が1人、お見えです。

請願第6号 北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書の提出について

○ 毛利彰男委員長

それでは、請願第6号でございますが、本件につきまして、請願審査の流れにつきまして再度、復習をしたいと思いますので、まず事務局のほうより資料関係の説明を求めたいと思います。事務局、お願いします。

○ 寺本議会事務局主事

済みません。事務局の寺本でございます。ちょっと座って失礼をします。

請願審査の流れでございますけども、まず1件ごとに請願文書のほうを私、事務局のほうで朗読をさせていただきます。それから、委員長のほうからお諮りいただくことといたしまして、請願審査に当たりまして、紹介議員または請願者から趣旨説明を求めるかどうかを確認をしていただくということになります。金曜日の日、最後にお手元にお配りさせていただきました請願趣旨聴取関係の関係例規というA4のぺら1枚のものがあるんですけども、こちらでちょっとご参照いただきながらということなんですけれども。

○ 毛利彰男委員長

ちょっと待って。ありますか。よろしいですね。

じゃ、お願いします。

(発言する者あり)

○ 毛利彰男委員長

ないって。ごめん。こっち、森さんも。森さんもあげてください。森さん。

よろしいですね。

じゃ、お願いします。

○ 寺本議会事務局主事

濟みません。申しわけございません。こちらのほうに、まずこの請願趣旨の聴取というところがございますが、議会基本条例のほう、第26条で規定しております、「委員会は、請願の審査に当たって、請願趣旨を十分に理解するために、紹介議員または請願者からの意見聴取の機会を設けることができる」としてございます。これに基づきまして、パターンとしては請願者の方が請願提出に当たりまして意見陳述をしたいという申し出を行うことはできるんですが、今回、この3件の請願につきましては、いずれも請願者の方からの説明をしたいという申し出はございませんでした。

ただ、下の会議規則のほうを見ていただきたいんですけども、第136条のほうで「委員会は、審査のため必要があると認めるときは、紹介議員または請願者の説明を求めることができる」ということで、この委員会のほうでご判断いただければ紹介議員または請願者に説明を求めることはできるという流れになってございます。

ただし、第2項を見ていただきたいんですけども、「紹介議員は、前項の要求があったときは、これに応じなければならない」ということでございますもので、委員会が求めたとしても、これに応じなければならないのは紹介議員のみということになりますので、請願者の方につきましては、要求をすることはできるんですけども、応じる義務までは設けていないという形になってございますので、ご注意くださいというふうに思っております。

これを求めるかどうかについて諮っていただいた後、もし請願趣旨説明を求めるということであれば、紹介議員または請願者に対して、ちょっと来てくださいよということでき

させていただきますので、またそれについては時間を置いてという形になろうかと思えます。もし求めないこととしていただいた場合ですけれども、そうしますと、次は理事者の方に対して質疑を行っていただきまして、その後、討論を経て採決という形で進めていただければと思っております。

簡単ではございますが、以上でございます。

○ 毛利彰男委員長

説明はお聞き及びのとおりでございますので、その説明に従ってこの請願の扱いを進めさせていただきます。

まず、請願第6号でございますが、これにつきまして、呼んでいただく前に、紹介議員または請願者からの趣旨説明を求めるかどうかの確認をさせていただきたいと思えます。

請願第6号北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書の提出について、紹介議員または請願者からの意見聴取をするべきかどうか、ご意見をいただきたいと思えます。

○ 中村久雄委員

この第6号の請願で、実際にはほかの請願もあるところで、いろんところで関係していると思うんですけど、この拉致被害者の救済についても意を同様にするものですが、ここの請願事項の中の4番の2行目ですね、全ての直接的、間接的経済支援を中止しとあります。この間接的経済支援をどの程度まで見ているのか。文章の流れで直接的、間接的というのは流れの中でいいと思うんですけども、いろんな状況を考えてみましたら、この間接的経済支援というのを、変にまた人種差別の助長になりかねないかなと。間接的いうたら、本当に深く掘り下げたら、就職のことなんかも、もしかしたら関係していくんかなという部分で、この辺の間接的というのはどこまでの意図なのかというのはちょっと確認したいなというふうに思えます。

以上です。

○ 毛利彰男委員長

だから、説明を求めたいということですね。そういう理由で、特に丸4番のことについて説明を求めたいので、紹介議員または請願者にご説明を求めたいと、こういうご意見で

すね。

○ 中村久雄委員

はい。

○ 毛利彰男委員長

他にございますか。

○ 竹野兼主委員

今、委員会、多分、同じ形で進んでいると思うんですけど、例えば紹介議員にこの常任委員会でこの説明を求めるのはどういう方法で……。

○ 毛利彰男委員長

いや、それは後の問題です。

○ 竹野兼主委員

後でいいですか。わかりました。

○ 毛利彰男委員長

求めるということになれば、それはそういうふうに委員会の運用をしていかなきゃいけないということだと。

○ 竹野兼主委員

わかりました。

○ 毛利彰男委員長

だから、まず紹介議員または請願者の意見を求めるかどうかということをごここで諮りたいと思います。

○ 竹野兼主委員

中村委員と同じように、この4番の部分については少し疑問点もありますので、できれば何らかの形で紹介議員もしくは提出者に内容を説明していただけるとありがたいと思っております。

○ 毛利彰男委員長

わかりました。

今、お二人の方から紹介議員及び請願者から意見聴取したいと、こういう意見をいただきました。他にはございますでしょうか。

(なし)

○ 毛利彰男委員長

じゃ、お諮りさせていただきます。

請願第6号について、紹介議員または請願者からの意見聴取の機会を設けるということ要望するという方に……。

ちょっと待って。その前に、お二人にお聞きしますが、これは両者に対してということですね。紹介議員と請願者、両者に対してという。請願者については強制はできないんですけれども。

○ 中村久雄委員

先ほど申したように、この経済支援をどの程度と考えているのかを聞きたいだけなんで、どちらかで結構かと。

○ 毛利彰男委員長

どちらかでいい。

○ 中村久雄委員

はい。それがわかればいいです。

○ 毛利彰男委員長

両者には言えるんですけども、紹介議員にも請願者にも言えるので。

○ 中村久雄委員

じゃ、紹介議員さんに聞けばいいと思います。

○ 毛利彰男委員長

紹介議員さんに説明を求めたいということですね。

○ 中村久雄委員

はい。

○ 毛利彰男委員長

竹野委員さんはどうですか。

○ 竹野兼主委員

それで結構です。

○ 毛利彰男委員長

そうすると、請願者からは意見聴取は必要ないと、こういう理解でよろしいですか。

(異議なし)

○ 毛利彰男委員長

じゃ、お諮りをします。

請願第6号について、紹介議員さんにこの請願についての説明を求めたいと思う方は、挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○ 毛利彰男委員長

ありがとうございました。

賛成多数で紹介議員さんに意見を求めるというふうにしたいと思います。

念のために、請願者のあれは聞かんでもええのか。

○ 寺本議会事務局主事

もう、そのように。

○ 毛利彰男委員長

もうええのやな。わかりました。

それでは、請願 8 号北朝鮮による日本人拉致事件に対する四日市市の取り組み強化を求めることについて、並びに請願第 9 号北朝鮮による拉致事件早期解決に向け市議会が全体で取り組むことを求めることについての紹介議員または請願者からの意見聴取を設けるかどうかについての審議をお願いしたいと思います。委員の皆さんの意見を求めます。8 と 9 と分けてもらってもよろしいですし、一括でも結構です。中村委員、どうでしょうか。

○ 中村久雄委員

この今、議題に上がっている 8 号と 9 号に関しては、この文面で理解できますので、特に私は必要ないと考えます。

以上です。

○ 毛利彰男委員長

必要ないというご意見です。

他にございますか。

(なし)

○ 毛利彰男委員長

それでは、それについて今、中村委員が申された紹介議員並びに請願者の事情聴取は必要ないということについてお諮りをします。

請願第 8 号北朝鮮による日本人拉致事件に対する四日市市の取り組み強化を求めること

について、並びに請願第9号北朝鮮による拉致事件早期解決に向け市議会が全体で取り組むことを求めることについての紹介議員または請願者からの意見聴取は求めないということを決してよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 毛利彰男委員長

わかりました。

それでは、請願8号と9号につきましては、意見聴取の機会は設けないということにさせていただきます。

ここで暫時休憩をします。

10 : 13 休憩

10 : 14 再開

○ 毛利彰男委員長

休憩前に引き続き請願審査を再開いたします。

ただいま、請願第6号につきましては紹介議員さんの説明を求めるということを議決しましたので、請願8号、そして9号について、今から審査をさせていただきたいと思えます。

1件ずつ審査をさせていただきます。

なお、第6号については審査を留保します。

請願第8号 北朝鮮による日本人拉致事件に対する四日市市の取り組み強化を求めることについて

○ 毛利彰男委員長

それでは、請願第8号から審査をいただきます。北朝鮮による日本人拉致事件に対する四日市市の取り組み強化を求めることについて、事務局より文書を朗読させます。

事務局。

(事務局朗読)

○ 毛利彰男委員長

ありがとうございました。

朗読内容は以上のとおりでございます。

それでは、委員の皆様方より、理事者に対して質疑をいただきたいと思います。理事者のほうは、答えられる範囲でお答えをください。委員の皆様方。

○ 森 康哲委員

請願事項の3番の市行政の管轄の範囲内で経済制裁に取り組むこととあるんですけども、市としてどういうものが考えられるんでしょうかね。

○ 毛利彰男委員長

どなたがお答えいただけますかな。答えられる範囲で結構ですので、わからないことまで踏み込んで答弁をしないように。

○ 秦総務部長

今、お尋ねをいただいた内容につきましては、請願の内容からしますと、北朝鮮あるいは朝鮮総連への経済制裁ということでございます。今現在、市の中の事業あるいは市の取り組みの中でこういった団体とのかかわりということになりますと、一番具体的に今、出ておりますのが、同じ請願案件として上がっておりますけれども、朝鮮学校への補助の取りやめということで、これも請願をいただいているわけですが、こういった部分での対応ということがその内容になってまいるというふうに理解しております。

○ 森 康哲委員

それと、1番の回覧板等を通じてという部分なんですけれども、この等の中には、ほかの市の関係のものも含まれると思うんですが、その辺の解釈はどのようにとらえればいいんですかね。

○ 秦総務部長

この問題は大きな人権侵害の問題というふうに私どももとらえております。したがいまして、人権施策の中では、こういったこともタイミングを見て啓発に努めていくということが非常に重要だというふうに思います。したがいまして、今後、その人権施策の展開を図っていく中で、拉致問題についてもその要素の一つとして当然、啓発に取り組むべきものというふうに考えます。

○ 毛利彰男委員長

他にございますでしょうか。

○ 石川勝彦委員

先ほど森委員のほうからお尋ねがありましたが、このことについての具体的な取り組みについて、他市の取り組みというのは具体的な例をご承知でしょうか。そして、それについて具体的な取り組みがあるならば教えていただきたい。どういう内容で取り組んでいるか。

それから、この請願趣旨の中に、残念ながら三重県はというところがありますね。拉致事件への取り組みが不十分であることが判明しましたと。こういうことが書かれておるということは、不十分ということ、どこかやっているのかなということ、三重県全体のこれに対する意識は他県に比べてどうなのかというところまでは聞きませんが、三重県内の状況というのはどういう状況の中にあって、こういう請願が本市の議会においてもっともっと取り組まないかというような請願になっているわけですから、その辺のことについて、わかる範囲で結構です。教えてください。

○ 長谷川人権センター所長

失礼します。人権センターの長谷川です。よろしく申し上げます。

三重県の取り組み状況としましては、普及啓発ということでパネル展示であるとか「めぐみ」の上映会であるとか、そういったことを行ってみえるというふうにお聞きしております。

それから、三重県の取り組み状況ですが、確かにホームページのほうでその取り組み状

況が公開されていまして、そちらのほうでいいますと、三重県のほうはポスター・チラシ等の掲載や配付、それからブルーリボンの着用の呼びかけ等、この項目、2項目が丸印という形でされておりました、他県で取り組みが、割と丸が多い、項目が多いというところは、やっぱり新潟県であるとか福井県であるとか、あと関東圏、東京都、千葉県等も割合、取り組みは多いというふうには把握しております。

以上……。

(「内容」と呼ぶ者あり)

○ 長谷川人権センター所長

済みません。その9項目の内容ですが、順番に申し上げますと、パネル展示、DVD・映画上映、ラジオ、講演会・集会、ポスター・チラシ等の掲載や配布、コンサート、署名活動、自治会広報誌掲載、ブルーリボン着用呼びかけ等、この9項目が調査項目に挙がっております。

○ 石川勝彦委員

説明いただいてわかりましたが、三重県の場合は普及啓発ということでポスター・チラシ、ブルーリボンということですが、あんまりポスターも本市では見たことないんですね。それから、チラシがまかれておるのも、どこかで手に入れたことがあるんですが、四日市市かどうか、ちょっと記憶にないんですけどね。ましてやブルーリボン云々となると、またこれ遠い話で、本当に温度差が確実にあるような感じがします。

三重県で四日市が一番温度が低いんかなという印象もあるんですが、そうでないにしても、今の9項目から考えれば、もっともっとやっぱり、被害者の家族の人たちのあの訴えは、ずーっときていますよね。長い長い年月を要していますよね。本当に命のある限りということで、お身内の方、いわゆる娘さん、息子さん等の生きている限り待ち望むという思いですね。それは、やっぱりその痛みというのは、東日本のあの震災の痛みと同じように、私たちはやっぱりずっと持ち続けていかないかんわけですし、拉致被害者というのはもっともっと根が深いですよね。国際的な問題になってきますので、まして人道的な問題ですよね。その辺のところを考えれば、もっと私たちは痛みをしっかりと受けとめてあげなくちゃいかんと思うし、その辺の対応は市としても取り組んでいく必要があるかなと

いうふうに思います。

それ以上、言わなくていいです。

○ 藤井浩治委員

請願事項、請願内容ですが、特に2番と3番の市の主催あるいは主体的にかかわる事業、行事については市の判断ということは理解できるんですけども、2番については、自治会に署名活動等を地区のイベント、行事に取り入れるということを要請できるのかということ、それから3番については、経済制裁を強化するよう商工会議所等の経済団体に働きかけること、これについては市としていかななものなんですかね。見解と可能性ということについて、答えにくいかもわからんけども、参考までに聞かせていただきたい。

○ 毛利彰男委員長

慎重な答えを求めます。

○ 松村総務課長

総務課、松村でございます。

自治会等に働きかけるということでございますが、やはり委員さんもおっしゃいましたように、自治会として独立した組織でございます。市としてどこまで働きかけるかどうかというのは、非常に慎重に検討すべきことだというふうに思っております。

以上でございます。

(「3番」と呼ぶ者あり)

○ 松村総務課長

3番も、商工会議所につきましても、当然、別の組織でございますし、そこにおいて経済活動にも積極的に取り組んでいただいておりますので、その外交面とか経済活動ということも含めまして、市としての意見なり働きかけというのは非常に慎重に対応すべきことではないかというふうに思います。

○ 藤井浩治委員

課長、一緒くたにお答えいただいたんですけど、2番と3番は全然趣旨が異なっていて、2番のほうはイベント、行事に啓発活動等を取り入れるということで、3番は経済制裁を強化するよう経済団体に働きかけるということで、より強い意味合いになっていますので、法的な問題も発生する可能性もありますし、この辺は十分検討していただきたいなと思いますし、同時に、拉致問題は私も一刻も早く解決したいと思うんですけども、こういった市独自じゃなくて、ほかの団体に対する請願内容になっていますので、なかなか難しいところがあるかなというふうに考えております。

以上です。

○ 毛利彰男委員長

ありがとうございました。

他にございますか。

○ 荒木美幸委員

では、1点だけ。大体ほかの委員の方がご質疑をされましたので、4番の水道料金の請求書等に記載するなど云々というところなんですけど、水道料金の請求書というのもやはり公の文書でございますので、こういったところにそういう啓発のものを載せたりすることが可能なかどうか、その点についてだけお伺いしたいと思います。

○ 毛利彰男委員長

慎重な答弁を求めます。

○ 秦総務部長

今ご質問いただいた内容については、先ほど松村課長が答えましたように、非常に慎重な審議を必要とする内容であると思います。もちろん、この拉致問題に対する取り組みというのは非常に重要だというふうにはとらえますけれども、そのほかにもいろんな人権問題なり、いろんな課題がございます。そういった中で、今、ここで要請されているような内容を実施するかどうかは、水道事業の担当部局のほうとも十分な協議をする必要があるというふうに思っております。

○ 毛利彰男委員長

他にございますか。

○ 伊藤嗣也副委員長

請願事項の1番ですが、総務部長から、拉致問題について人権侵害と見ていると、この問題も啓発していくという、そういった趣旨のご答弁をいただいたというふうに理解しておりますが、今まで、そうであれば、どのように本市として扱ってきたのか。今後、他の人権問題との関係もあると思いますが、どのようにしていくのか、もう少し踏み込んだご答弁をいただけるのであれば、お願いします。

○ 長谷川人権センター所長

失礼します。人権センターの長谷川です。

本市の今までの取り組み状況について、まずご説明させていただきます。

この問題は、幾つかある人権問題の一つというふうに認識しておりまして、その中で、法務局、それから人権擁護委員さん、こういったところと連携する取り組みの中で啓発というか、取り組んでまいりました。具体的には、人権週間に合わせてじんけんフェスター——本市最大の人権のイベントなんですけども——を実施しておりまして、この中のパネル展示というか展示の一つとして取り扱いをさせていただいた。それから、つい先日まで、1月に、こちら、総合会館の1階で人権のひろばというのをやっておるんですけれども、その中でもパネル展示の一つとして展示をさせていただいたという経緯がございます。

それから、法務局のほうから、北朝鮮人権侵害問題啓発週間、この時期にポスター等の掲示も依頼がございますので、そういったポスターの展示についても行ってまいりました。それからあと、北朝鮮による日本人拉致問題の啓発アニメの「めぐみ」、こちらも人権センターのほうに所蔵しておりますので、こういったものの貸し出し、こういったものを通して啓発という形で取り組んでまいりました。

現在までの取り組みとしては以上ということになります。

○ 伊藤嗣也副委員長

今後も同じような取り組みをされていくというふうな理解でよろしいでしょうか。

○ 長谷川人権センター所長

失礼いたしました。今後につきましても、こういったものを機をとらえて取り上げて啓発に努めていきたいというふうに考えております。

○ 伊藤嗣也副委員長

ありがとうございます。

○ 毛利彰男委員長

他にございますか。

(なし)

○ 毛利彰男委員長

質疑はないようでございますので、ただいまより討論に入ります。

討論のある方は挙手、発言を願います。いかがですか。よろしいですか。

○ 中村久雄委員

今、ほかの委員さんからも意見がありましたけども、本当に北朝鮮の拉致問題は大きな問題で、本当に対話と圧力、圧力強化も求められておるところですが、本当に人権問題として、やはり人の道を外すということはきちっと対処していくことが必要だと思います。しかし、この四日市市において、在日の方もたくさん生活されております。そういう人権の問題も、やはり一方ではあるかというふうに思っております。

という中で、この請願事項にあります回覧板等自治会を通じてと、商工会議所等々のありとあらゆるところを使って啓発をしていく。今の市の取り組み、その市の取り組み自体も県の取り組み自体ももっと強化するべきだというふうに考えますけれども、この請願事項の内容はちょっと難しいかなというふうに考えています。

ということで、反対という表明をさせていただきます。

○ 毛利彰男委員長

反対の討論をいただきました。

他にございますか。

○ 森 康哲委員

委員長に確認するんですけれども、討論の場で審査期限の延期の要請というのは……。

○ 毛利彰男委員長

出していただいても構いません。

○ 森 康哲委員

よろしいでしょうか。

今、確認させてもらいましたので、私は審査期限の延期が必要だと思っております。なぜなら、私が今、経済制裁の範囲を尋ねたところ、朝鮮学校の部分が出てきました。これは総務常任委員会の範疇を超えていて、今、まさに他の常任委員会で請願審査が行われようとしている内容だと思います。そうしますと、総務常任委員会、この場で判断するのは非常に難しいのかなということで、この請願に対しては継続して審査が必要であると思えますので、要望します。

○ 毛利彰男委員長

審査期限の延期を求めているかどうかというご意見がございました。

他にございませんか。

(なし)

○ 毛利彰男委員長

ないようでございますので、まず審査期限の延期を求めるかどうかということについての審査を諮りたいと思います。

請願第8号北朝鮮による日本人拉致事件に対する四日市市の取り組み強化を求めることについて、審査期限の延期を求めているかどうかのご意見がございましたので、お諮りいたします。

請願第8号北朝鮮による日本人拉致事件に対する四日市市の取り組み強化を求めること

について、審査期限の延期を求めることに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○ 毛利彰男委員長

ありがとうございました。

賛成少数ですので、本件につきましては、審査期限の延期を求めることはせず、採決へと移りたいと思います。

それでは、採決に参ります。

請願第8号北朝鮮による日本人拉致事件に対する四日市市の取り組み強化を求めることについて、願意を可とする方向で採決をしたいと思いますので、採択すべきものと決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○ 毛利彰男委員長

ありがとうございました。

賛成少数であります。よって、請願第8号北朝鮮による日本人拉致事件に対する四日市市の取り組み強化を求めることについては、不採択とすべきものと決しました。ありがとうございます。

[以上の経過により、請願第8号 北朝鮮による日本人拉致事件に対する四日市市の取り組み強化を求めることについて、採決の結果、賛成少数により不採択とすべきものと決する。]

○ 毛利彰男委員長

それでは、同じく請願第9号北朝鮮による拉致事件早期解決に向け市議会が全体で取り組むことを求めることについての審査をいただきます。

請願第9号 北朝鮮による拉致事件早期解決に向け市議会が全体で取り組むこと

を求めることについて

○ 毛利彰男委員長

まず、事務局のほうより、請願につきまして朗読を求めます。

(事務局朗読)

○ 毛利彰男委員長

請願についての朗読は以上のとおりでございます。

委員の皆様方より、理事者に対して質疑を求めたいと思います。理事者は答えられる範囲でお答えくださいませ。いかがでしょうか。挙手して発言をいただきますようお願いいたします。

○ 森 康哲委員

7番のブルーリボンなんですけれども、今までも同様のような、例えば人権に関するとか、いろんなバッジが出回っていると思うんですけれども、市職員さんに対してそのような、これの実施、推進、実施ということなので半分強要みたいなものなんですけれども、そういうのが行われたことは過去、あるんでしょうか。

○ 秦総務部長

今お尋ねの件については、ブルーリボンを含め、いろんな取り組みに関してということで受けとめさせていただきました。例えば、私、今、虐待防止のバッジ、これ、前職の関係もございまして着けさせていただいております。こういったものについては、本当にさまざまな取り組みがございます。バッジにしても十数種類あるというふうに理解をしておりますし、それを常時着けるということについては、なかなか、これは難しい面もございます。それぞれに強化推進月間的なものが設けられておりますので、そのタイミングで、例えば虐待防止ですと11月が強化月間になっておりますが、そのときに職員に働きかけてということは行った経緯はございますが、その他の案件については、今のところ、ちょっと記憶にございません。

○ 毛利彰男委員長

他にございますか。

(なし)

○ 毛利彰男委員長

なしというお答えをいただきました。

それでは、質疑を終わりまして、討論に入りたいと思います。

○ 藤井浩治委員

請願内容の大きな1番の3、5、6、7、この4項目につきましては、先ほどの8号と同じように市が主体的になって行うところですので問題はないかと思いますが、1番、2番、4番につきましては、市と異なった組織、団体に対して要請を行う趣旨のものが含まれておりますのでいかがなものかと思ひますし、大きな2番の議長以下議員のブルーリボンバッジ着用の推奨、これはきょうも3人ほど着けていらっしゃいまして、反対すべきものではありませんが、ただ、手続的にはやはり議会というのは自主決定権がございます。こういった請願によって、本来なら代表者会議等で決めるべきものを請願で採択、不採択というのはふさわしくない、そぐわないと、こういうふうを考えますので、反対とさせていただきます。

○ 毛利彰男委員長

反対の討論をいただきました。

他にございませんでしょうか。

(なし)

○ 毛利彰男委員長

なしという声をいただきましたので、ただいまより採決に入りたいと思います。

請願第9号北朝鮮による拉致事件早期解決に向け市議会が全体で取り組むことを求めることについては、願意を可とする方向で採決をしていきたいと思ひます。これにつきまし

て、採択すべきものと決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○ 毛利彰男委員長

ありがとうございました。

賛成少数であります。よって、請願第9号北朝鮮による拉致事件早期解決に向け市議会が全体で取り組むことを求めることについては、不採択とすべきものと決しました。

以上、請願8号、9号の審査を終わります。請願6号については、留保いたします。

[以上の経過により、請願第9号 北朝鮮による拉致事件早期解決に向け市議会が全体で取り組むことを求めることについて、採決の結果、賛成少数により不採択とすべきものと決する。]

○ 毛利彰男委員長

ここで、ちょっと早いですが、休憩に入りたいと思います。再開は11時からということにします。

10 : 45 休憩

13 : 01 再開

○ 毛利彰男委員長

それでは、休憩前に引き続き予算常任委員会総務分科会を開催いたします。

ただいまより、会計管理室関係部分についての審査をいただきます。

議案第166号 平成26年度四日市市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

第6目 会計管理費

○ 毛利彰男委員長

平成26年度当初予算、議案第166号平成26年度四日市市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第6目会計管理費についての審査を行います。

なお、追加資料はございませんので、説明はございません。前回いただきました説明をもとにご質疑をいただきたいと思います。

坂倉会計管理者、一言、ご挨拶はいかがでしょうかね。お願いします。座ったままで結構です。

○ 坂倉会計管理者

会計管理室でございます。

所管する予算は、ただいま委員長のほうからありました第6目の会計管理費でございます。出納支出事務に係る内部事務が大半ということでございます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○ 毛利彰男委員長

ありがとうございました。

それでは、委員の皆様方より質疑を求めます。

○ 石川勝彦委員

一つお聞きしますが、前々から会計管理室の業務についてはよく理解しておるつもりですが、資金管理をしていただいておりますけれども、どういうことをやっておるのかというよりも、どこまで踏み込んでおるのかというところね。この辺のところ、ただ何となく前を風が通っていくというものじゃないと思うんですよね。だから、一旦、風をとめて、それをどういうふうに理解して、そしてさらにそれをフィードバックしていくか、あるいは次に流していくかという、その辺のところが重い役割だと思います。その点を5人の方がどこまで役割分担しながらやっておられるか、その辺のところを聞かせていただければありがたい。

○ 弓矢財政経営部参事・会計管理室長

会計管理室の弓矢でございます。

石川委員のほうから、運用のやり方についてご質問いただきました。運用といたしましては歳計現金と基金に分かれていまして、基金につきましては各担当課のほうで年間の計画、どうやって運用していくかというのは基金ごとに違いますので、それを集約して、それを取りまとめて年間計画としてこちらのほうで資金運用をさせていただくということになっています。歳計現金につきましては、これも年度初めに年間の予算の内容に応じて収支計画を立てまして、それに基づいて資金の量が大きいときに資金運用をするようにということで運用をさせてもらっています。運用できる期間とか種類につきましては、財政経営課のほうとも協議して運用しております。こちらの会計管理室の役割としては、資金の計画を毎回、年度途中にも実績に応じて修正しながら、それを手直ししてなるべく精度を高めて効率のよい資金運用をするように努めております。

以上でございます。

○ 石川勝彦委員

ありがとう。フィードバックして精度を高めてという方向づけをされるのはよくわかるんだけど、それがどのように反映されて、いわゆるこちらから言われたことが各部局に、基金の運用にしてもそうですね、その辺のところを方向づけするだけで終わるのでは資金管理ということにはならないように思うんだけど、その辺はどこまでというところ、その辺は詳しいことはわかりませんか。もうちょっと詳しく、今のはよくわかるんですが、もう一つ奥へ行きたいと思うんですが、その点、いかがですか。

○ 弓矢財政経営部参事・会計管理室長

先ほど申しましたように、いわゆる会計管理者の運用といたしましては、一応、地方自治法に基づきます現金の出納及び保管の範囲で運用を行うということで、その運用の種類を決める、例えば債券を購入して運用するという権限については会計管理者にはございませんで、そちらにつきましては長のほうの権限で行うということで、現実的には財政経営課と協議しながら運用しているということになっています。先ほど言いましたように、基金については年間、かなりの残高が見込まれますので、ある程度予想がつくということで、

資金計画も各課の意向を反映して、それでその時々金利、債券を購入したほうが得かとか、あとは預金したほうが得かということその都度判断して、それを各課に示して、それをもとに計画を立てるということになります。現状でいいますと、日銀の金融緩和政策にもよりますが、国債の利回りは結構低下しています。1年未満の短期国債ですと0.04%ぐらいの利回りしかないということで、現状ではもう預金にしたほうが、金融機関に預託したほうが得ということもありまして、その時々で預金したほうが得か、債券運用したほうが得かというのは会計管理室のほうで判断させていただいて、財政経営課と協議しながら実際は運用しているという状況でございます。

○ 石川勝彦委員

大事な部局ですので、どうぞひとつ、力強く実情に合った方向づけをしていただいて計画に結びつけていただくようお願いしたいと思います。

以上です。

○ 毛利彰男委員長

他にございませんか。

○ 伊藤嗣也副委員長

簡潔で結構なんですけども、金券というのはどんなものがあるんですか。

○ 弓矢財政経営部参事・会計管理室長

主に駐車券ですね。切手のほうはもう各課では持たないよということ周知させていただきまして、総務課一括管理ということで、各課では原則としては持っていませんので、ほとんどは駐車券ということになるかと思います。駐車券といいますが、もう既にこちらのほうも各課で購入ではなくて無料配付ということになりましたので、現実問題として換金できるというような券ではないですけども、一応、金券並みの厳重な管理をしてくださいということでこちらのほうはお願いしております。

○ 伊藤嗣也副委員長

駐車券ですね。例えばタクシーチケットとか、そんなのはないんですか。

○ 弓矢財政経営部参事・会計管理室長

タクシーチケットは、基本的には持っていません。

○ 伊藤嗣也副委員長

そうしますと、もう駐車券のみということで。

○ 坂倉会計管理者

印紙ですね。収入印紙も一部ございます。

○ 伊藤嗣也副委員長

ありがとうございます。

○ 毛利彰男委員長

他にございませんか。

○ 中村久雄委員

済みません。役務費の後納郵便料で50万円の予算が……。前年度50万円か。後納郵便料って具体的にどういう。50万円やったら100通ぐらいなんかなと思うんだけど、それ、ちょっと参考までに。

○ 弓矢財政経営部参事・会計管理室長

中身としましては、支払い案内書といたしまして、税金の還付金なんかを窓口にとりに来ていただく場合に、その案内書を送るという、そちらのほうは2300件、あと源泉徴収票を取りまとめする業務も会計管理室のほうで行われていまして、そちらのほうの件数が2950件、あと口座振替の登録業務、これも会計管理室のほうで行っておりまして、それが1170件ぐらい、合わせますと郵便料として50万円ぐらいになるということになっております。

○ 中村久雄委員

わかりました。ありがとうございます。

○ 毛利彰男委員長

他にございませんか。

(なし)

○ 毛利彰男委員長

他にご質疑もないようですので、これより討論に入ります。

討論がありましたら、ご発言願います。

(なし)

○ 毛利彰男委員長

別段討論もないようですので、これより分科会としての採決を行います。

平成26年度当初予算、議案第166号平成26年度四日市市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第6目会計管理費につきましては、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○ 毛利彰男委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

本件を全体会に上げるかどうか、お尋ねしたいと思います。いかがでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○ 毛利彰男委員長

全体会へ送るものはないと決めます。ありがとうございました。

これで会計管理室への付託議案につきましての審査を終わります。

[以上の経過により、議案第166号 平成26年度四日市市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第6目会計管理費について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 毛利彰男委員長

ここで理事者の入れかえをいたします。お願いします。どうもありがとうございました。それでは、ただいまより監査事務局関係部分について審査をいただきます。

議案第166号 平成26年度四日市市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算

歳出第2款 総務費

第6項 監査委員費

○ 毛利彰男委員長

平成26年度当初予算、議案第166号平成26年度四日市市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、歳出第2款総務費、第6項監査委員費について審査をいただきます。

追加資料ございませんので、そのまま今から質疑に入りたいと思います。質疑のある方は挙手を願います。

○ 石川善己委員

済みません。ちょっと参考までに教えていただきたいんですけども、3ページの定期監査結果概要という中の意見で、平成25年度計で改善が274件とあると思うんですけど、これ、例年、指摘をされた事項というのは翌年度、全て、100%改善されているという理解でいいんですか。事後検査をどのような形でやられて、もうほぼ100%改善されておるといふ理解でいいのかどうか、その辺、ちょっと説明ください。

○ 樋口監査事務局次長

監査事務局、樋口でございます。

先ほどの改善されたかどうかということですが、100%には至っていないというのが現状でございます。おおむね50%弱という、40%強と言ったほうが正しいでしょう

か、というところが措置済みというところでございます。あと半数ぐらいが継続の努力という状況でございます。

○ 石川善己委員

じゃ、その継続になっているものについては、2年度目以降についてもチェックはかかっておるという理解でいいですか。

○ 樋口監査事務局次長

まず、監査結果を通知いたしました半年後に状況をお聞かせいただいています。そのまたさらに半年後、つまり1年後に結果、その後の進捗というのを報告いただいて、その1年後になりますと、次の監査ということになってございます。その次の監査のときに、前回の監査で指摘、意見があったことについて進捗がどうかということの結果を求めておりまして、そのときにどういう状況かというのをご報告いただくという形でございます。また、そのときに同じことのご指摘、ご意見をいただくという場合もありますので、いつまでも残っているというものもなくはないというのが現状でございます。

○ 石川善己委員

今、言っていたいたいつまでも残っているものに対しての特別な対応とかというのはなく、そのままやっぱり次の監査、次の監査へ持っていかれちゃうものなんですか。

○ 樋口監査事務局次長

現状としては、継続してやっていただくということをお願いをしているというのが現状でございます。

○ 石川善己委員

監査委員さん、本当に日々、いろんな点でいろいろご指摘もいただいているので、せっかく改善ということで指摘をしていただいたものがそれだけで終わっていかないようにだけ、またいろいろ大変やと思いますが、ご努力いただきたいなと思います。

以上です。

○ 石川勝彦委員

今、改善についてのお答えもありましたが、40%強ということでしたね。つい最近いただいた報告書を見ますと、ほとんど要望はなくて、改善が9割ぐらいを占めておるように、たしかつい最近いただいたのを見て、ああ、大きく前へ進んだんだというふうな印象を受けたんですよね。私が監査委員をさせていただいているときは、もうほとんど要望で、改善に思い切って切りかえた記憶はありますが、最近では改善というのが大きく出てきておりますが、本当に改善されているのは40%強ということでは、先送り先送りして、ずっと先送りして、影を追っかけておるみたいな形で一向によくならない、要望も変わらない。要望というと、もう何かこうジャブを打つ一歩手前までの程度で、改善というとやっぱり取り組みというのを改めて取り組む、みんなでどうあるべきかということを取り組んでいなくちゃいかんわけでしょう。だから、その辺のところ、もう少しやっぱり監査事務局としてプッシュすべきであると思うし、追跡指導をしなくちゃいかんのかなというふうに思うんですよね。一言が大事だと思うんです。結果だけ見てどうのと言っておると、次の監査委員がまた指摘するということで、全然改善される余地のないような状況で引きずっておるといようなことであると、PDCAという大事な、いわゆるPDCAのCの部分が弱いのかなと。だから、やっぱり次のA、いわゆるアクションに向けての力強さというものが、Cが弱いためにAも弱いということで悪循環になりますので、その点はひとつ改善を、40%強と言わずに70%強ぐらいは、せめてそういうところまで持っていけるような事務局としての追跡指導をしていただくようお願いしたいんですけれども、その点は局長、いかがですか。

○ 服部監査事務局長

石川委員さんのほうから、決算常任委員会的时候にも同じようなお話を伺っておりまして、先ほど次長のほうからも説明がございましたように、ただ、担当部局から措置状況等を求めるときにも、いつまでにか、具体的な内容にというようなところについては事務局のほうでもそういうところのほうに強く求めておる部分がございますので、これからも、今、各委員さんがおっしゃられたことを踏まえて実効性のあるような取り組みに取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。

○ 石川勝彦委員

かなり昔は、監査というのはもう全然存在価値がなかった。事務局長が1年中、休んでおられたという、そういうときもありましたよね。それで、だんだんと改善されてきて、当時は要望ばかりだったんです。改善というのは一つもなかったんです。そういう時代から今になると、大きく変わってきてはおるけども、もう一つ最後の詰めが、大事な方向の詰めが、先ほど言ったようなところが弱い。そういう意味で、監査事務局ここにありということで、やっぱりもっとにらみを利かせていただくように、ひとつ、皆さんそれぞれ力を結集して、そういう方向で頑張ってくださいようお願いしておきたいと思います。

以上。

○ 中村久雄委員

今の改善事項の話ですけれども、改善事項が2年も3年も継続するという部分があるというふうに理解しておるんですけれども、そうなったとき、担当部局にその改善を求めても問題点がそこだけに絞れないというところは、やっぱり問題点の正確な把握が次の計画になっているいろんな行動に出てくると思うんですけど、そういう問題点の把握という部分でやはり監査事務局がリードして、その部局じゃなしに市長当局に働きかけていく、全体で考えていかなあかん問題かと思うんですけど、そういうふうな取り組みはされたりはしているんですか。

○ 樋口監査事務局次長

具体的にそこまでのところに至っているかどうかというのは自信はないんですけれども、やはりどういう形であれば実現可能なのかとか、課題としてどういうことをとらえているのかというのは、単にその措置の結果をいただくだけではなく、そういったことにも話し合いといいますか、をさせていただく場合もございます。また、先ほど局長のほうで申し上げましたが、単に継続努力ということではなく、いつまで継続して、いつまでに結果を出すのかということも監査事務局のほうから担当の部署に求めるということもして、少しでも措置済みという形になるような形での努力は今のところさせていただいているかなと思っております。

以上でございます。

○ 中村久雄委員

いつまでに改善してくれよという要望を出して、こういう点で解決しましたという中で、やっぱりまだ監査が、これ、2年に1回、全部局が入りますね。2年後に見たら、やっぱりそんなんじゃ甘いよということがたくさんあるかと思うんですよ。そうなったときに、やはりそういう問題点はそこの部局だけじゃ解決できないような問題だと。実際には人の問題とか、そんなんが一番多いかと思うんですけども、そういうのはやっぱり全庁的に考えるところが必要かなというふうに思います。

今回ですけども、参考までにそういう3年も5年も同じような案件でかかっている改善事項があったら一遍、見させてほしいなと思うんですけど、そんなんは出ますでしょうか。

○ 服部監査事務局長

今おっしゃられたような内容の中で、一つの課ではなくて役所全体で共通的な内容につきましては、監査結果について部長会議等でも報告をさせていただいております。その中で、共通事項についてはご報告もさせていただいておりますし、特に、例えば所属長の牽制でありますとか、あるいは日ごろの経理事務等のケアレスミス等につきましては、管理職の目標管理の中でも内部牽制というような項目を入れさせていただいておりますし、そういう注意喚起は行っております。それと、共通の事項については、今年度につきましては、会計管理室のほうから請求書等の適正な受理とかの項目については掲示板でも全部局に通達しておりますし、例えば運転日誌等の確認等についても管財課から掲示板で周知をしておるといようなことで、共通項目についてはそういうような形で、できるだけ単純に監査の結果だけで担当部局ということではなくて全庁的に取り組むといようなことで、部長会議等でも、市長あるいは副市長のほうから事あるごとに注意喚起はお願いしておるといのが現状でございます。

○ 中村久雄委員

人の不注意が起因するという部分は注意喚起やったりという部分が改善項目で挙がってくるんでしょうけども、それが永年続くとなったら、やっぱりシステム上の問題があるんじゃないかという部分が一つの改善策として出てこなあかんかなと思う。人間はやっぱりミスする生き物ですから、人が行うことにはそれはあり得るところの中で、それをできるだけ少なくしようといのがもっともなことなんでしょうけども、そういう意味で、それを全体を見て考えていただくのが、問題点の指摘という部分で監査事務局の仕事やと

思うんですけども、それをまた、問題点がここだけじゃちょっと無理だよという提案を市長部局に出していただきたいなという部分で、今の資料の中でも、僕たちは探せばそういう部分は出てくるんでしょうかね。もしよかったら、ちょっとまとめて、3年も続いているやつがあったら、1回、見せてほしいなと思います。

○ 毛利彰男委員長

資料を出してください。出せますかな。

○ 中村久雄委員

今、年度ごとですよ。それを追っていけば多分、ここ、ここ、また、これ、出ている、これは同じやぞというのはわかると思うんですけど。

○ 樋口監査事務局次長

こういった項目でということであれば、具体的なものがお出しできるかなと思います。

○ 中村久雄委員

それじゃ、今後の参考にしたいので、できればよろしくお願いします。
以上です。

○ 毛利彰男委員長

他にございませんか。

○ 竹野兼主委員

監査委員の守秘義務という部分のところで、きちっと守秘義務が守られているというふうに多分認識されているのかなとは思いますが、それを認識するには、そのチェック機能みたいなものというのは本来あるべきなんかなと少し思うところはあるんですが、そういう今の守秘義務という部分については、このところの予算の部分のところかどうか、機能の部分としてそういうものって何か考えられるものってあるんですかね。

○ 服部監査事務局長

基本的には、当然、監査で知り得た秘密については監査委員さんが守っていただいておりますというふうに思っております。多分、例えば議員さんの活動と監査委員さんというようなところでのご質問なんかとちょっと想定するんですけれども、そのあたりについての一般的な案件というようなところでちょっと不鮮明な部分もあるのかなというふうに思っておりますけど、今現在、チェック機能と言えるようなところでは特にございませぬけれども、ただ、例えば委員さんのほうからこういうことについてどうかなというようなことでご質問をいただいたときには、監査委員として知り得たものについては守秘義務があるということでお話をさせていただいておりますのが現状でございます。

○ 竹野兼主委員

わかりました。

○ 毛利彰男委員長

他にございませんか。

○ 伊藤嗣也副委員長

簡潔で結構なんですけども、1ページの非常勤監査委員に見識のある方が1名、なっておられるわけですが、その下に事務監査請求の費用で弁護士相談費用というのも上がっているわけですね。要は、見識がある方たちというのは、どういったことを専門にされている方なんですか。

○ 樋口監査事務局次長

現在、非常勤監査委員の見識の1名というのは、市の職員のOBでございます。もとの会計管理者でございました。

○ 伊藤嗣也副委員長

そうしますと、私は思うんですけども、非常勤の監査委員、ある程度その方が見識があるという判断をされているわけですよ。例えば民間ですと、ここにそのような、例えば弁護士だったり公認会計士であるとか、さまざまなそのような国家資格を持った方を持ってくるんですよ。なぜそのような方を持ってこずに今のような方を持ってきておるのか、

ちょっと、理由がはっきりしておればいいんですが、教えてもらえますか。

○ 服部監査事務局長

監査委員につきましては現在、4名お見えでして、議会選出の2名と、それから識見を持った委員が2名ということで、そのうち1名が代表監査委員ということで、今の代表監査委員については民間で経営者としてやっておられた方というようなことで、それとあともう一名につきましては、今、次長のほうが話をさせていただいたように、市のOBということで行政全般について広く渡って知識をお持ちというようなことで選任をさせていただいております。

以上でございます。

○ 伊藤嗣也副委員長

わかりました。今後、専門的な資格とか知識を持った方も必要になってくると思うんですよ。先ほど行政全般をわかっておるといふ、それはあなた方じゃないですか、行政全般をわかっておらないかんのはと思うんですよ。わかっておるといふんですね。だから、やっぱりここは、監査委員さんにつきましては専門的な方をぜひ、私は非常勤監査委員として今後必要になってくるというふうに思いますので、どうかご検討ください。

以上でございます。

○ 毛利彰男委員長

他にご質疑はございませんか。

(なし)

○ 毛利彰男委員長

別段ご質疑もないようですので、これより討論に入ります。

討論がありましたら、ご発言願います。

(なし)

○ 毛利彰男委員長

他に討論もないようですので、これより分科会としての採決を行います。

平成26年度当初予算、議案第166号平成26年度四日市市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、歳出第2款総務費、第6項監査委員費につきましては、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○ 毛利彰男委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

全体会へ送るべきものはないと判断しますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 毛利彰男委員長

ありがとうございました。

[以上の経過により、議案第166号 平成26年度四日市市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、歳出第2款総務費、第6項監査委員費について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 毛利彰男委員長

これで監査事務局付託議案の審査を終わります。

ここで理事者の入れかえを行います。どうもありがとうございました。ご苦労さまです。

それでは、続きまして、財政経営部関係部分についての審査をいたします。

まず、部長、一言、ご挨拶を。

○ 倭財政経営部長

済みません。財政経営部長の倭でございます。よろしく願いいたします。連日、ご苦労さまでございます。

済みません。ちょっとこの場をかりて皆さんにおわびをさせていただきたいんですけれども、既に2月19日に通知を差し上げましたけれども、個人住民税等の還付加算金の支払い不足というふうなところで、これにつきましては、ちょっと法解釈の誤りというふうなところで市民の方にご迷惑をおかけしたというところでございます。今、個々に調査をさせていただいてございます。できるだけ早い段階で調査をして支払いのほうをさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、具体的に審議のほうをよろしくお願ひいたします。

○ 毛利彰男委員長

ありがとうございます。

議案第166号 平成26年度四日市市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

第1目 一般管理費中管財課関係部分

第5目 財政管理費

第7目 財産管理費

第22目 諸費中市民税課、財政経営課関係部分

第2項 徴税費

第4款 衛生費

第4項 病院費

第8款 土木費

第7項 下水道費

第11款 公債費

第12款 予備費

第2条 債務負担行為（関係部分）

第5条 歳出予算の流用

議案第179号 平成26年度四日市市桜財産区予算

○ 毛利彰男委員長

それでは、平成26年度当初予算、議案第166号平成26年度四日市市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費中管財課関係部分、第5目財政管理費、第7目財産管理費、第22目諸費中市民税課、財政経営課関係部分、第2項徴税費、第4款衛生費、第4項病院費、第8款土木費、第7項下水道費、第11款公債費、第12款予備費、第2条債務負担行為関係部分、第5条歳出予算の流用、議案第179号平成26年度四日市市桜財産区予算、以上につきましての審査を行います。

追加資料はございませんので、質疑に入ります。ご質疑のある委員の方は挙手を願います。発言を求めます。いかがでしょうか。

○ 森 康哲委員

昨年度予算、そして決算常任委員会で話をさせていただいた自動販売機にかかわる入札、管財課としての収入源ですね。その考え方で一定の実績を見てということだったので、その内容を、実績を見た感想をお聞かせいただきたいんですけども。

○ 平田管財課長

あれから数カ月たちまして、実績が出ています。実績につきましては、さきにお示しさせていただいたような状況で推移をしているというところでございます。それで、そのときにいろいろご意見をいただきまして、今後どうしていくのかというところにつきましては、ちょっと今のところ、まだ結論には至ってないんですけども、また状況を見て今後、検討していきたいと考えております。

○ 森 康哲委員

具体的な数字はこの場では言いませんけれども、確実に逆ざやが出ている状態だと、利益が出るどころか販売価格にも満たない数字になっていると思うんです。場所によってはね。そうすると、事業というよりはもう奉仕、奉仕みたいな形でなっているのかなと。

この何が一番重要かなというのは、これ、市は商売をしているんですか。もうけりゃいいんですか。そういう考えじゃないですよ。市民の利便性と、業者育成や公平な入札という観点で今回、採用したと思うので、その辺、大きな理由がやはり商売じゃないというところを押さえていただいて、今後、入札にしていくのがいいのか、また前のほうに戻る

のがいいのか、その辺も踏まえて考えるべきなんですけども、入札が終わって1年たって、数字はもうそろったと思うんですよ。これ、3年契約でしたか。それ、確認したいんですが。

○ 平田管財課長

5年契約でございます。

○ 森 康哲委員

5年で、場所によっては数千万円だったと思うんですけど、それだけのお金を投資して、企業としては回収の見込みが恐らくこの1年で判断できると思います。次、じゃ、入札に参加したいかといったら、そんな値段では到底参加できないでしょうし、ある程度実績を踏まえれば値段も落ち着くと思うんですけども、そんな途方もない金額で5年契約をさせてしまったこと自体に問題があるのかなと。青天井で上限が決められない入札制度を採用したこと自体がそもそも間違いであったのかなというぐらいの意見が出てもおかしくないという値段だと思うんですよ。法律上、上限を決められないのであれば、それは入札にふさわしくないんじゃないかという検討をきちっとしなかった。こういう数字が出るのは、ある程度、予見できたことだと思うんですよ。何度も入札の前に私は話をさせていただいたと思うんです。それでも踏み切って採用してしまった。その責任は物すごく重いと思うんですけども、市の考え方として、これからどうしていくのか、やはり市民に示していただきたいと思うんですけれども、部長、どうですか、その辺の考え方は。

○ 倭財政経営部長

済みません。今、森委員さんのほうから、逆ざやというふうなところも具体的にご指摘をいただいたところでございます。前も私、お答えをさせていただいて、やはり社会通念上、そこら辺は問題があるのではないかというふうなところもお話させていただいたところでございます。

今、管財課長のほうからございましたけれども、これの実績を見る中で、1点、やはり新規の自動販売機の設置、これが予定価格と実績との乖離というふうなところが出てきておるかというふうなところも考えてございます。実績である程度、これまで入札段階で実績をお示ししたものについては、それなりの額で入札の札が入っておると、それで契約し

ておるといふところもございます。

そういったところで、前も他市の状況というふうなところもご意見をいただく中で、今、具体的に調査をしておるといふふうなところでもございまして、その結果を見て、1点、こちらとしても思いますのは、実際、その大半が本市みたいな一般競争入札というふうなところでもございますが、一部の団体ですと、例えば実績見合いでの入札をされていると。結局、実績にして、その何%と、こういったところもやっておるといふふうなところも現実にはちょっと確認がとれたところでもございますので、そこら辺も含めて、具体的にさらにちょっと検討をさせていただいて、どういう形がいいか、こちらとして考え方をまた整理をかけさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○ 森 康哲委員

何で私、こんなにこだわるのかという、本市は富士電機の三重工場がある。富士電機さんの三重工場というのは、日本でナンバーワンの自動販売機の生産台数、日本一なんですよね。その地元自治体である。そこなんです。四日市がモデルになってやれば、自動販売機の地元としてかなり全国で発信していける。それが他市の事例を見ながらやるというのは本末転倒で、やはり四日市独自の、こういうふうにやってもらうとこの業界が繁栄するんだと、そういうふうな地元自治体であってほしいなというのでいろいろ質疑をしているんであって、さっきも言いましたけども、何も四日市が商売で、その自動販売機でもうけなきゃいけないというものではないと思うんです。やはり地元の業者の育成、そして市民へのサービス、自動販売機を通していろいろな行政としてやらなければいけないこと、それをモデルとしてできる自治体じゃないですか。

自動販売機自体もいろんなタイプが出ています。以前に紹介させていただいたのは災害ベンダーやAED付きの自動販売機がつくられているよというので紹介をさせていただきましたけども、今現在はもう一つ進んで、災害情報が電光掲示板で流れるようなタイプとか、またスピーカーがついていて、防災行政無線的な役割を果たせる自動販売機とか、いろいろなものが開発されているんです。そういうのを全国に先んじて発信していけるような自治体、開発段階からいろいろ話、協議に入って行って、自治体としてこういう自動販売機がいいんじゃないかと、そういうならわかるんですけども、値段だけで入札をしているというの、四日市としてどうもそぐわない。そういう観点から何回もお聞きしている

んであって、全国がどうだから、こうだからというんじゃなくて、やはり四日市だったらこうだったらいいのかなど、こういうふうにしたらいいんじゃないかなというので考えていただきたいと思うんですけども、もう一度、部長としての意見、お聞きしたいんですが。

○ 倭財政経営部長

今、災害情報のそういった機能を持つような自動販売機もというふうなところで、確かに先ほど言われましたAEDでありますとか、それから災害時に自由に飲んでいただくような機能と、そこら辺も私どもも考える中で、いろいろ市を見る中で、これまで自動販売機の導入というふうなところはさせていただいたというところがございます。

ご指摘のとおり、機能というふうなところはこれからも十分確認する中で、こういった形の自動販売機がいいのかというふうなところも、それは十分考えさせていただいた上で今後も進めさせていただきたいと思えますし、予定価格というふうなところについて若干、今ご指摘をいただいたわけでございますけれども、そういったところも含めて、どうあるべきかというふうなところをさらにちょっと整理させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○ 竹野兼主委員

今、森委員が言われておった、例えば災害とか、そういうのに合わせたみたいな自動販売機は、一般競争入札で値段がというの、何ていうのかな、入札でお金を入れたからこういうものがつけられやんという意味ではないんですよね。今、言われるみたいに、そういうすばらしい自動販売機があれば、多分そういうものも入れるのは業者さんの感覚であって、例えばそれを行政側がどうのこうのと言える部分のところなんかというの、そこがちょっとわからないけれど、それについては、そういうものを求めていきたいというのが、例えば意見としては言えるという状況なのかどうか、そこだけちょっと、一つ教えてもらえますか。

○ 平田管財課長

今現在も、場所によっては、避難所の施設であったりすれば災害対応の自動販売機をとというような仕様であったり、多くの方がご利用いただく場合はユニバーサルデザインになっているものを入れるというような仕様にはなっておりますので、そういった部分で今後、

先ほどご紹介いただいた機能なんかももうちょっと検討して今後に生かしていくということは可能なのかなとは思っております。

○ 竹野兼主委員

何でこんなことを聞いたかという、実はこれ、例えばネーミングライツとか、多分、四日市市の議会のほうから、もし公共施設のところなり何なりところで利益を上げられるものがあれば、今の行政の経営という意味合いのところでは利益を上げなさいというような意見が、少なくとも四、五年ぐらい前までにはすごくあって、行政側としては、それを受けてこういう形になったのかなと思っておるんですけど、また、福祉関係の部分のところでは障害者の方のところの部分も、たしかきちっと残すところは残してある。もうけられるところではもうけるという部分のところでは、行政財産の中で市民のサービスにつながる、税収につながるというのは決してまずいことではないのかなと僕自身は思うんやけど、その点についてはどうなんですかね。これもまた、今、言われるみたいに、5年間のところで数字ですけれど、改めて検証するとは言われたけれど、方向性としては、やっぱり行政財産として持つ状況にあれば、ある程度の利益というのを考えていかなあかんのかなと、これはこの四日市市議会の中ではずっと言われ続けてきた部分なので、この辺のところも認識してまた検討していただきたいなと思うんですけど、いかがですか。

○ 倭財政経営部長

今のご指摘でございます。確かに、行政財産なりを有効に活用するというふうなところは、有効活用というふうなところで基本に据えております。ご指摘いただいたように、それが市民サービスにもつながるといふふうなところでございます。ただ、この自動販売機についてご指摘いただいた社会通念上というふうなところ、そこはやはり踏まえさせていただかないと、行政としてはというふうな思いもございますので、基本的に利活用というふうなところは据えますけれども、具体的なその手法については、やはり整理はかけるべきところはかけさせていただきたいというところでご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○ 石川勝彦委員

水沢地区の関係で二つほど聞きますが、まずもみじ谷、これ、管財課が所管しています

よね。もみじ谷というのは、公園というか、東海自然歩道が下にずっとあるんですよね。だから、当然、公園と位置づけしていいものを管財課がなぜということですよ。じゃ、今まで管財課がずっと面倒見てきたのならば、あれだけ樹木の芽が出て、崩落どころか、木が崩落するということも含めて、周りの土も全部落ちてきてというような状況でどうして固めるのかなというのを長年、私も思ってきたんですが、今まで、じゃ、何でここまでほっておいたのと言いたくなるんですよ。

それに、この3000万円余の予算をつぎ込んで、県の予算が大分財源としてあるわけですが、まずその辺のところについて、地域のどれだけの希望にこたえられるか、どこまでこのもみじ谷が今後に向けて安心した状況で推移していくか。これ、やっぱり四日市で一番色のついたというか、秋の紅葉の姿というのは四日市で随一だと思うんですね。だから、それこそ他県の人たちがよく知っていてくれるなど、それにしても、上から見るときれいだけでも、下へおりたら余りにも見すばらしいというか、みじめというか、こういう状況を1回だけでうまくいくということになると、突貫工事でやるということで、コンクリートで固めてしまったりするような形になりますよね。どんな工事をしようとしておられるのか、そして今後に向けてどんなことを考えておられるのか。これがまず第1弾なのか、その辺の考え方、聞かせてください。

○ 中山管財課長補佐

管財課の中山でございます。よろしくお願いたします。

もみじ谷がなぜ管財課の所管なのか、この点でございますけれども、市が持っております財産につきましては、行政財産と普通財産に分かれるというところはもうご承知のとおりかと思えます。このもみじ谷につきましては普通財産という分類になっておりまして、普通財産につきましては原則的に財政経営部、すなわち管財課でございますけれども、一括して管理をするものという形でルールをつくってございます関係上、このもみじ谷につきましても管財課のほうで管理をさせていただいておるというところでございます。

それから、もみじ谷の崩落の状況でございますけれども、今、石川勝彦委員のご指摘のとおり、随分前から、崖が急峻ということもありまして、上の道路からの雨水排水が斜面を流れまして、斜面の土をどんどん浸食していく中で、崩壊あるいは樹木の根が見えてきて樹木自体も倒れてしまうといったような現象がここ何年も続いておりました。

平成22年度の補正予算をお願いしまして、国の景気対策の関係で急遽、年度末に交付金

の関係で予算を計上させていただいたケースなんですけれども、これにつきまして平成23年度にのり面の補修工事を実はさせていただきました。これは予算規模で約500万円弱というところでございましたけれども、これにつきましては崩落あるいは斜面のえぐれ方が非常にひどい状況、著しいところについて、対症療法的にそこに種子を混ぜた土を吹きつける等の工事を行いましたんですけれども、その年の台風に伴う大雨もございまして、それが残念ながら着床することなく流出してしまって、ほとんどもとの状態に戻ってしまったというのが今の現状でございます。

私ども、これを受けまして、平成25年度予算でもって、詳細な現場の測量と、それからいろんな工法の検討を行いました。基本設計が終わりまして、いろんな工法を検討する中で、プランツソイル工法とかフォレストエコマット工法とかという横文字の工法で、私自身も中身的にはそんなに熟知しているわけではないんですけれども、こういった工法でやればもう少し改善ができるというところで基本設計ができてまいりました。私ども、これを受けまして、平成26年度、それと平成27年度の2カ年事業で、予算規模としましては債務負担もお願いしておりまして、7600万円という数字でお願いしているわけなんですけれども、これで県の森林税、みえ森と緑の県民税市町交付金、これも裏財源として活用する中で、平成26、27年度の2カ年で工事のほうをさせていただきたいというところがございます。

今、コンクリートで固める云々という言葉がございましたけれども、これも四日市の観光資源の一つの代表的な資産でございますので、当然、景観に配慮をする必要もございません。それから、市制100周年を契機としまして、地元の水沢町の皆さんがもみじ祭りをずっとここで、十数年、20年近く、保存会というものをつくっていただいてもみじ祭りを開催していただいています。その地元の皆さんのご意向もありますので、景観につきましては最大限保全、維持できるような方法というところで、地元の皆さんとも十分協議をする中で今回、先ほど申し上げました横文字の工法をとるというところでご理解をいただき、工事を進めていくという形で予算をお願いしているわけでございます。

以上でございます。

○ 石川勝彦委員

とにかく、現場はよく承知いただいておりますが、そこから上へ向かって、かなり深いですね。それから、養生しようとする、何というか、かなり裾野を広げるとい、簡単な工事ではいかんということですよ。だから、2段、3段構えということと、

それから雨水がやっぱりしみ込むということについて、ある程度しみ込まないと根に栄養がいかないですね。その辺のところも含めて、横文字の工法というけれども、技術者を何人か、私、連れて行ったことあるんですね。だけど、これは、ここまできたら、これはもう大変だと。先ほど2年間かかって7600万円と。果たして7600万円でどんな工事をしていただけるんか、横文字で何とかと言われたのでちょっとぴんときないんですけども、測量も、それは難しくはないでしょう。あれだけの広いんだから、測量は簡単だと思います。だけど、技術的にはかなりハイレベルな技術が必要だと思いますし、現在の状況をある程度、将来に向けてどう保っていくか。あの景観をどう維持していくかということになると、これ、なかなか、7600万円を投入した結果、果たして、費用対効果を考えると、どれだけのことができるんかなと非常に心配なんですね。

それよりも以前に、普通財産だから云々というのはわかります。わかりますけども、なぜ今までほっておいたのと、何十年もなぜほっておいたのと。私も写真を撮りに行ったり、いろんなことしますので、山に登ったりしますので、必ずあそこは行きますし、宮妻峡への入り口ですからよく行く機会があって、いつも、必ずあそこでは途中下車しておるんですね。楽しむんですね。夏、秋にしても、あるいは春にしても、非常にそれぞれの季節感が満ちておって、四日市で一番いいところなんですけど、その辺のところ、しっかりと宮妻峡というか水沢地区の、いや、四日市の宝物として、観光の一つの拠点としてどういうふうにしていくのかということ考えると、お金よりも技術を最優先にさせていただかんといかんと思うんですね。だけど、これをどういうふうに、どんなところが受けてくれるのかと大変期待をしたいと思いますが、失敗は許されないと思うんですね。だから、その辺のところを、ひとつしっかりと。

ほっておいたということに対してどうのこうのは、私はもうあえて申し上げませんが、しっかりと、おくれたらおくれたなりの対応をしっかりとさせていただくように、財政経営部として管財課が受け持つならば、責任を持って最後までやり遂げていただくようお願いしたいと思いますが、その点はいかがですか。やりますというだけですか。

○ 平田管財課長

もみじ谷につきましては、先ほどご説明いただきましたように、観光資源という面では四日市の重要なポイントであるということは十分認識をしております。今までのもみじ谷に対する私どもの対応については申しわけない部分があったかもわかりませんので、今後

につきましては、貴重な財産ということで、観光部門と十分協議しながら、その点はしっかりやっていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○ 石川勝彦委員

続いてやらせて。よろしいか。休憩ですか。

○ 毛利彰男委員長

休憩に入りましょうか。

○ 石川勝彦委員

はい。

○ 毛利彰男委員長

じゃ、休憩に入ります。再開は15分とします。

14:00 休憩

14:15 再開

○ 毛利彰男委員長

休憩前に引き続き予算常任委員会総務分科会を再開いたします。

○ 石川勝彦委員

ちょっとお尋ねいたしますが、これは予算常任委員会の資料で厚いので、指定管理者の関係のことで茶業振興センターですが、これは第二名神高速道路とあれするからということで移設するという話になっておると思いますが、この茶業振興センター、1年間でどれぐらい使われておるかということ考えた場合、指定管理者を置いてどうのという、その辺のところはわかりますけれども、どれだけ茶業振興にプラスになっているのかなという、その辺の面を考えても指定管理者を置くということで、わからんでもないんですが、特定の場合に条件つき公募ということになっていますが、これは地元のほうにある程度任せる

ということで、今までもそうでしょう。この辺のところについて、債務負担行為が1516万円というふうに計上されておるわけですがけれども、水沢茶農業協同組合も、この指定管理者そのもの自身に変えたらいいんじゃないかなという気がしてしょうがないんだけど、その辺の事情について、指定管理者の審査をしたりしておっていただく方々から経過を若干聞かせていただければなと思います。いかがでしょうか。

○ 荒木財政経営課長

財政経営課、荒木と申します。よろしく申し上げます。

茶業振興センターでございますが、まず審査につきましては、来年度、公募をかけて、それから審査ということになりますので、まだやってございません。

それと、茶業振興センター、現在、水沢茶農業協同組合にお願いしておるわけですが、こちらのほう、債務負担行為の限度額といたしまして3年間、石川勝彦委員がおっしゃられたように第二名神高速道路の関係、立ち退きがございますことから、基本原則5年というような指定管理期間でございますが、それを短くして3年というようなことで条件つき公募していくというような予定になってございます。

その条件でございますが、こちらも産業生活常任委員会のほうに、具体的には募集要項等、そのモデルとなるものを常任委員会資料として提出して審議していただくということにしておりますが、お茶の生産、製造、流通など茶業に関する業務を行った実績がある団体ということで、これの条件をもって条件付きの公募ということでやっていこうという予定でございます。

以上でございます。

○ 石川勝彦委員

指定管理者云々についてどうのこうのじゃなくて、茶業振興センターそのもの、そのものがどれだけ機能するのかという、この辺、むだな施設になっているような気がしてしょうがないんですね。それは農協の中からも聞こえてくるわけですよ。水沢の茶農業協同組合が、実質、事務所がありますよね。あそこへ出向いてどうのこうのということも、年間を通じて非常に限られておるといふか、一けたなんですよ。それをまた作りかえて、第二名神高速道路とバツティングするからせざるを得ないというのはわからんでもないけれども、ご承知のように茶業関係者も減ってきていますよね。極端に減っていますよね。

残るところがどれだけかということと、将来、水沢のお茶というのがどこまで継続できるかという。宇治市でも四日市市水沢町から長年、茶葉を提供していただいていたということで、宇治市も危機感を感じているんだね。だから、宇治市から水沢町へ来て、引き受け手がないからつくらなくちゃならんのかという声も、宇治市の中から聞こえてきているんですよね。だから、この辺のところを考えると、やっぱりもう少し賢明な方法があるのかなというふうに思うもので、3年間の指定管理は、それはいいとしても、その後、普通だと5年ですよね。それを3年にしている。これは事情からそうっておるんだけど、その後の問題は、やっぱり財政経営部としては今後に向けて考えていただかないかんことだと思うんですね。

それと関連して、もうちょっと次の質問をさせていただきますが、公共施設アセットマネジメントの関係ですが、どの資料を見ても、計画的な予防保全とか、計画的なということが強く出ているんであって、基本方針を立てたならば、やはりそれに基づいてしっかりとした計画を立てるべきであって、計画的なと、そんなんでは言葉を濁すようなことであっては、国からいろいろ補助をもらって、経済対策的な面で、いろいろそれでフォローしていていますよね。それは助かる部分があると思います。だけど、計画をちゃんと立てて、そして前倒しする形で、国からの補助で前倒ししながら進めていくならいけども、何ら計画もなく、2400個以上もある公共施設をどのようにしようとしているのかということが、本市にとっては非常に大変なことだと思うんですよ。

今は財政事情がいいし、貯金も大変多く、小川議員の指摘にもあるように、大変貯金も豊かですよね。だから、金持ちとは言いませんけども、余裕のあるまち、四日市ですよね。けども、今後に向けていくと、財政事情が非常に悪いまちと言うと聞こえが悪いんですが、余り余裕のない、先を見越しても余り税収が期待できない、これはもうほとんど、大半そうですよね。そういうところはちゃんとした計画を立てているんですよ。けども、私が行ったところ、例えば埼玉県秩父市に行ってきたんですが、計画倒れの可能性もありますと、しかし、とことんやっていかないと、何を置いてもこれをやっていかないと市民にとって大きな迷惑がかかるということで、計画はとにかく、国からの補助をいただきながら、県からの支援もいただきながら前倒ししてやっているんだというようなことも聞かせてもらってきたんですよ。

言いたいのは、計画というのがなぜ立てられないのかなというのがね。前々から言っているけども、どれを見ても計画的な予防保全に終わっているんだよね。何かこだわる部分

があるんですか。部長。

○ 倭財政経営部長

アセットマネジメントの関係でございます。財政的なこともご指摘をいただいたんですけども、こちらとしますと、財政調整基金、ある意味備える、震災にも備える、それから財源の調整という意味も含めまして、東日本震災以降、やはり一定額は確保したいという思いがございますので、その点、まずご理解いただきたいという中で、アセットマネジメントの計画ですけれども、計画的な予防保全というふうなところでございますが、前にもお示しをさせていただきましたアセットマネジメント、基本的な予防保全というふうなところで考えてございます。計画的なといいますか、現実、今、させていっているアセットマネジメントの工事にいたしましても、これはある意味、これまでの積み残しのところをまず優先的にさせていっているというところはございます。前の基本方針でもお示しをさせていただいた、物すごい、相当な予防保全を全てするためには、額も必要ですし、当然、事業量となりますと、それなりに一気にというところは現実的に難しいというふうなところで、石川委員さんがおっしゃって見えましたが、例えば北九州とか、ああいうところもそこら辺が問題になっておるといふふうなところもこちらとしては聞き及んでおるといふところでございます。

基本方針の説明として加えさせていただきましたけれども、先行きを見る中で、具体的にこの施設はどういった予防保全をすべきかというふうなところ、耐用年数が例えば70年なら70年で何をすべきかというふうなところは、こちらとしてはちゃんと押さえ切って、何をするというふうなところはもう既に確認はとってございます。それをこの先、実施していくわけですけれども、基本的に現状を見る中で優先のところから、今回も予算をつけさせていただいたところでございます。全て計画的というふうなところもございますけれども、やはり財政的なところも含める中で、それとやれる事業量というふうなところも踏まえる中で計画的に実施をさせていただきたいという思いでございます。計画的なというふうなところでご指摘をいただいているわけですが、こちらといたしましては、やるべきことを計画性を持って、さらに現状を見る中で優先的なものから順に実施をさせていただきたいという思いでございます。そういう意味で計画的というふうなところでご説明をさせていただいてございますけれども、やるべきことをできるだけ速やかにというふうなところで進めさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○ 石川勝彦委員

先ほど例に挙げた秩父市のほうからそういうことでお尋ねさせていただいてきたんですが、そんなにたくさんあるんですか、それなのに計画がないんですかと言われて、何とも言えなかったんですよね。だから、2400施設もあるんだから、せめて1000施設分ぐらいは計画をしていって、そして、各地区に公共施設がありますよね。だから、市民の声を反映させながら計画を実行していく。財政経営部だけで判断をして着実に進めておるような、今、お話だったように思います。地域社会と十分に……。地域とともにあるという、市の本来の経営のあり方というのはそうあるべきだと思いますよね。だから、その辺のところを、将来につなげていくということで、将来はどんなことをしても避けて通れない超高齢化、少子化というのがどんどん進んでいくわけでしょう。そうすると、いろいろなものがなくなっていきますよね。残していかなくちゃならんものは公共施設だと思うんです。そこで、いかにこれを残すか、なくすかという、この辺の判断は、やっぱり地域住民とともにある行政の本来の姿だと思うんですよね。

そういう意味で、やっぱりいろいろ選別したものを、例えば100でも200でも500施設でも計画を立てながら、そして差しかえたりしながら前倒ししていく、こういうことをしていくことが、それこそ30万人の人口を擁する四日市市が様子見ながら計画的にというのは、基本方針を立てたんなら、それに基づいて、計画というのは綿密な、完璧な計画でなくていいと思いますよ。それなりの計画をやっぱり市民に示していく、そして安心をいただくということ、そういうふうなつながりを持っていくことが市民とともにある行政じゃないかなと思うんですよね。その辺のところを、財政経営部というのは、お金も預かっている、計画も預かっているという、全てのことについて大事なものをみんな持ってもらっているわけですよね。言うなれば、シンクタンクのかなめみたいなものですよ。それだけに、先の先を読んでいただいて、お金の使い方、税金の有効なあり方をやっぱり常に念頭に置きながら進めていただかなくちゃならんと思うんです。そうすることによって、それぞれの部署も財政経営部を見習えということになってくるかと思うんですよね。縦割りだから我々が知らんというものであってはいかんと思うんですよね。その辺のところを、今回のこの予算書の説明なんかを見ていますと、先日、基本方針を見せていただいたけども、後のことについてはどうももう一つ続いてこないなという印象が大変強かったので申し上げ

たんですが、どうぞ。

○ 倭財政経営部長

済みません。説明不足な点があろうかと思えます。思いとしては、石川委員さんこちらとして考え方は一緒だと思います。確かに、あの基本方針を示した以降、今回、3カ年の推進計画で具体的な事業をまず出したという状況でございます。各施設、やはり長寿命化、施設を70年もたすということと、施設のあり方というふうなところを両方見ていく必要があるというところで基本方針にもお示しをさせていただいたところがございますけれども、1点、長寿命化というふうなところを今回、3カ年の推進計画に上げさせていただいておりますが、先ほど説明させていただいたように、今、施設として、例えば70年なら耐用年数マックスもたすというふうなところで30年間の個別の計画といいますか、そういうものの作成を今、各所管のほうであわせて作成してございます。それでトータル的に各施設をどういう形でやっていくというふうなところをまず見ていただけるのかなという思いでございます。

それと加えて、今ご指摘いただいたように、各施設、やっぱり市民の方のニーズとか、そんなもがございますので、それに合ったような形で当然、その施設の見直しというふうなところ、例えば現実に廃止というふうなところも出てまいろうかというふうなところはございます。そこについては、やはり基本的には当然、その施設が持っている周辺の情勢も変わってきます。状況も変わってくるというふうなところ、これまで利用しておったのが必要なくなると、社会の要請がある程度終わるというふうなことも考えられます。長寿命化というしっかり長いスパンの内容でございますので、そういったところを各所管課が十分、毎年把握する中で、ローリングするなりとか、計画の中にそこら辺を入れ込みさせていただくなりというふうなところで、やっぱり常に見直しをしていく必要があろうかというふうなところで考えてございます。

そこら辺をトータル的にやっていくのが公共施設のアセットマネジメントだと、こちらとしては認識してございます。施設改修だけが、何ていうんですか、表に出てまいりますけれども、やはりそこで今ご指摘いただいている施設のあり方、施設がどうあるべきかというふうなところを関係課と検証する中で、各所管課がそこら辺をやっぱり担っていただくというふうなところでございます。縦割りのなところもちょっとご指摘をいただいたわけでございますが、今回の計画につきましても、十分所管課と調整する中で、現状を把握

する中でできるところをまずさせていただいたというふうなところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○ 荒木美幸委員

よろしく申し上げます。

2点ありますが、まず管財課さんなんですが、市庁舎のLED化推進事業についてなんです。少し細かくて恐縮なんですけれども、LED化そのもの、この事業については異を唱えるものではないんですけれども、市庁舎の1階のエントランスに非常に大きなシャンデリアが2基ございます。この2基のシャンデリアは常に消えている状態ですね。コストがかかるからだと思うんですが、このシャンデリアの電気についても、今後、LED化をしていくのかどうかだけ、まず教えてください。

○ 平田管財課長

今回につきましては、一般の事務室にあります蛍光灯につきましてLED化をさせていただくと。ああいったシャンデリアとか、特殊な部分につきましては、機器の価格とか、そういった部分もございますので、今後の検討ということになりまして、基本的には事務室の蛍光灯をかえるという考えであります。

○ 荒木美幸委員

今、たしか昼間はほとんど消えていまして、朝とか夕方、冬場、暗くなってくるとつくのかなと思うんですが、それはやはりコストがかかるから、そのように節電をしていらっしゃるということよろしいですか。

○ 平田管財課長

それも一つありますけれども、昼間は十分な光が南側から入ってきますので、そういう部分で必要なときに点灯するという形になっています。

○ 荒木美幸委員

それと、これはアセットマネジメントにも関連するかもしれませんが、安全性と

いう点については、災害時は大丈夫なんでしょうか。

○ 平田管財課長

それは落下という意味でよろしいでしょうか。

○ 荒木美幸委員

はい、そうです。

○ 平田管財課長

その辺は十分、日々、確認をしておりますので、今のところは十分かと思いますが、再度、その辺は検査させていただきたいと思います。

○ 荒木美幸委員

今後、やはり大きな災害時などはああいっただものが危険物になる可能性もありますので、あわせてその点はしっかりとお願いしたいということと、それから、恐らくあのシャンデリアは、40年ほど前にここが建ったときに、デザイン性であったりとか、あるいはインテリア性を重視して、そして玄関、入り口ということであの大きなシャンデリアが設置をされたのかなというふうに思うんですね。ただ、今、エントランスに入ると、どうしても駐車場から出入りされる方が多いですから、正面から入る方が少なく、玄関がとてもさみしい気がするんですね。地場産のものが並んでいるところも、シャンデリアが消えているからかどうかわかりませんが、少し暗くて、何かこう、ほかの市役所に比べると魅力が余りないなというのは実感として感じるんですね。ですから、今後、アセットマネジメントを進めていったりとかLED化を進めていく中で、一つは、まずはコストの面を考えなければいけないのと、それともう一つはその安全性ということも考えなければいけないのと、もう一つは玄関、エントランスとしての魅力をどうしていくかという点、この視点を入れて、やはり四日市市の顔としての玄関をつくるという方向性をしっかりと考え方として持っていただきたいなと思いますので、いかがでしょうか。

○ 平田管財課長

市役所の玄関、顔という部分の認識については改めて持って、玄関をどうしていくかと

いう部分につきましては再度、今後の検証の一つにさせていただきたいと考えております。

○ 荒木美幸委員

よろしく申し上げます。

では、2点目なんですけれども、収納整理についてなんですけれども、収納整理は今年度、いろいろと議論もしてきたんですけれども、先日、代表質問において、収納率を上げるというところでクレジット決済の話が出たかと思いますが、効果が期待できるというところで、あのかのときの答弁では、たしか今後、研究、検討していくという方向性を示していただいたように思いましたけれども、その方向でよろしいですか。

○ 中根収納推進課長

収納推進課の中根でございます。

クレジット決済につきましては、何といたしましょうか、納付の利便性を図るところと、加えて収入未済の防止というところも観点としては考えておるところですけれども、その中で、答弁のほうでも納税者の方の支払いのバリエーションがふえるとか、市にとっては確実に収入になるとか、そういうメリットがあるということと、一方、手数料が高額であるというところと、答弁にはなかったかわかりませんが、与えられるポイントについての公平性の観点、あと、私ども徴収の部局として考えますが、市は確実に徴収になりますが、市民の方にとっては、それがクレジットの負債になる、多重債務とか、そこらの問題にもなると思っておりますので、今後、他市の状況等を今以上に精査をして研究してまいりますけれども、十分その辺、多重債務にならないことを前提として、私どもとしては、利便性の向上を図る上で新規課税の滞納の防止という観点では有効であるのかなと思っておりますので、その辺については心して検討してまいります次第でございます。

以上でございます。

○ 荒木美幸委員

今、課長がおっしゃった視点はすごく重要だと思います。特にマイナスの面ですね。多重債務に陥るといことも考えられますので、そういったところをしっかりと見ていかないといけないと思いますし、ツールは便利ですから、使っていくにはこしたことはないんですけれども、基本的にはまず、ここのいただいている資料の滞納額の削減のところにも

ありますように、やはり納付困難な場合には生活状況に応じたきめ細かい納付相談を行う
というか、寄り添った相談体制をしっかりととっていくということがすごく大事だと思
いますので、ツールはツールとして使いながら、そういった面、両面をしっかりと行って
いくことが必要かなと思いますので、それをしっかりとお願いしたいと思って、まずはこ
こで意見をさせていただきます。よろしくお願いします。

以上です。

○ 毛利彰男委員長

他にございませんか。

○ 森 康哲委員

本町プラザ駐車場施設のところでちょっとお尋ねしますが、これは指定管理者に任せて、
今まで2名の体制のところを1名に減らして、減額で当初予算に予算が上がっていると思
うんですけども、そもそもこの1名体制というのは安全管理上、または時間的に出し入れ
の時間にどれぐらい影響が出るものなのか教えていただきたいんですけども。

○ 平田管財課長

本町プラザの駐車場の管理につきましては、以前は本町駐車場施設に常駐をということ
で経費が相当かかっていたということで、それを改善して、本町プラザの警備に当たる方
がそれを兼務していただくということで、駐車場前面でインターホンで呼び出すという形
に改善させていただいておりまして、現実には常駐してないということなんですけれど、
それに係る時間は、インターホンで呼び出していただく間待っていただくというような形
になるかとは思いますが、一、二分というような形かと思っております。

○ 森 康哲委員

その警備員の方が館内をパトロールしたり、ほかの業務を兼務している最中にインター
ホンが押される場合もあると思うんですけども、そういう場合は大幅におくれることが予
想されるんですね。また、安全管理上も、常駐していないということは、そこで何かある
かわからないと、そういうことも予測されますので、その辺のデメリットの面と金額とを
考慮して今回は出されてきたと思うんですが、そもそもこの立体駐車場自体が利用しづら

いと非常に市民からは不評で、時間もかかれば、また車の大きさにも制限があるというので、改善していただく方向で考えるということだったと思うんですけども、方向性としては附置義務の駐車台数がほかでとれないかとか、いろいろ検討していただいたと思うんですよ。その上で、まだこの立体駐車場を続けて引き続き使うことについて、この管理費でいいのかどうか。もう一度、お尋ねしたいんですけど、1点、この間、懸案事項で上がっていた車高がもう少し高いものを入れられるような、工事をして間引いて駐車台数を調整してやるというやり方もあるとお聞きしたんですが、その辺はどう検討されたんでしょうか。

○ 平田管財課長

先日、この本町プラザの駐車場についてどうしていくかということで私どもの考え方を示させていただいたときに、私どもの検討が不十分な部分があって、いろいろご意見をいただきました。その駐車場の利用とか周辺の駐車場の利用とか、来庁者の駐車場の利用について、もう一度、十分調査した上で、一体どれぐらいの駐車施設が必要なのか、立体駐車場のキャパシティとしてどれぐらい必要かということを検証してからというようなご意見をいろいろ伺いましたので、その辺の調査については早急にさせていただくということで、現地調査をさせていただくということで考えておりました、場合によっては今、さきに一つ案として、間引いて駐車場の施設をより有効に使えるようなというようなことも考えながらやらせていただきたいと思います。

ただ、この指定管理者については、新たに次の年から更新の時期が来ますので、これにつきましては、その改修とは別に指定管理者の更新ということで今回、上げさせていただきました。先ほど言いましたように、この駐車場の施設のあり方、改修については、早急に調査した結果、本当にどういう型にするかというのをもう一度、審査していただいて考えたいと思っております。

○ 森 康哲委員

貸館業務にも影響が出てくると思うので、例えば会議で10人規模の会議をやる場合、10台、それぞれ1人が1台ずつ乗ってくる場合もあるんですね。そうすると、10台入れるのに、入庫するのにどれぐらい時間がかかるのか。今までと比べてどれぐらい余分にまた時間がかかるものなのか。1台だけなら、それはそんなに大した、今、言われた一、二分で

プラスすればいいのか。でも、1台入庫するのに、もともと五、六分かかるんですよね。それを10台となると、1時間近くかかって10台の車を入庫すると。また出る車がおると、もっと時間がかかるわけですね。その辺、やはり市民サービスの面で、これだけ時間が今、窮屈な時代に、それだけ前もって会議に臨まれる方というのは見えないと思うので、どれだけかかっても、やっぱり15分、20分というぐらいにしておかないと、その会議自体も会議体が開かれないのであれば本末転倒になってしまうので、やはり市が提供するサービスにはふさわしくないんじゃないかな。

JR側に市営駐車場があるんですけども、あそこの空き台数というのはどれぐらいでしたっけ。

○ 平田管財課長

さきの説明にも示させていただいたように、収容台数は93台でありまして、そのうち定期駐車台として66台分が確保されておるということで、今どれぐらいということを知ったところ、一、二台しか、その部分についての空きがないというようなことになりました。

○ 森 康哲委員

いろいろな可能性を探りながら、周りの駐車場、民間の駐車場ももちろん当たっていただいていると思いますので、やはり総合的に総合会館、本町プラザで附置的に用意しなきゃいけない台数はきちっと確保できるように。きちっとした形で使えなきゃ意味がないんですよ。幾らここ、15台とめられるよと言っても、こんな1時間もかかってとめるような駐車場は、やはり駐車場とは言えないと思いますので、その辺を十分考慮して、また管理していただく方にも十分説明していただいて執行していただきたいと思います。

以上です。

○ 毛利彰男委員長

他にございませんか。

○ 伊藤嗣也副委員長

当初予算資料の38ページ、非常用電源について伺いたいんですが、市庁舎東側発電機のかさ上げは、いかほどの高さ、かさ上げされるんでしょうか。

○ 平田管財課長

さきの津波が発生したという浸水の予想ということも加味しまして、この辺は1.5mから2mぐらいの浸水があるだろうということでございますので、3mほどかさ上げするという予定にしております。

○ 伊藤嗣也副委員長

津波用発電機の増設となっておりますが、これはどこに設置されるのでしょうか。

○ 平田管財課長

今、東側に、地上に発電機が1台ございます。それについては、先ほど言いましたようにかさ上げをさせていただきます。あとについては、総合会館と本庁舎の地下にございますので、それは浸水時には使えませんので、容量的にそのかさ上げしたところに、同じところに増設するというところでございます。

○ 伊藤嗣也副委員長

今回は、南海トラフ巨大地震のみを想定しておると、直下型の地震ではなく、南海トラフ大規模地震の津波のみを想定されておると目的に書いてありますが、この辺は特に液状化が心配されるわけですね。ですから、津波で1.5mから2mの想定だから、かさ上げを3mすると。しかし、この辺は路盤がやられて地盤沈下を起こす可能性が高いわけですね。それはもう全庁的に合意されている内容だと思います。これ、そこら辺が加味されていないんですね。斜めになったり沈むということは、液状化が起こるわけですから、当然そのことは入っていないといけないわけですね。と思うんですが、その辺のお考えをお示してください。

○ 秋葉財政経営部理事

理事の秋葉でございます。

設置場所については、本庁東側に自転車置き場がございます。その自転車置き場の位置に新たに鉄骨で自転車置き場をつくりまして、その上にこの自家発を置くという考えでございます。ですから、当然、地盤沈下、液状化という問題もありますので、鉄骨造でこの

架台を組みますので、その分の対応も十分検討の中に入れておるといふふうに考えております。

○ 伊藤嗣也副委員長

そうしますと、液状化対策も含まれておると。目的のところには書いてないんでね。ですから、やっぱり書いておいてもらわないと、液状化対策は何もしない、ただかさ上げのみというふうに理解してしまいますので、これは修正願いたい。

それと、そうしましたら、指定避難所である学校の教育委員会の考え方は、非常階段をつけて屋上に発電機を設置されていますよね。それとちょっと考え方に違いがあると思うんですけど、私は、思い切ってもっと上、高いところに上げるべきだと思うんですけど、そういうのはなかったんですか。

○ 秋葉財政経営部理事

屋上となりますと本庁舎の屋上になると思うんですけども、本庁舎のほうは既に免震という形で対応させていただいております。その関係で、荷重が変われば免震も変わってくるということで、まず本庁舎の免震工事を行う場合に、やっぱり荷重の関係で外へ置こうということで、今現在、東側の地上部分に置いております。この段階のときは津波ということは、まだ3.11の前でございましたので、想定の中に入れておりませんでした。それで、この前の、さきの東日本大震災のことを受け、やはりそういう津波のことが想定されるということで、学校でも屋上へ上げたりとかという形をしているんですけども、本庁舎につきましては、やはり免震を1回、かけておるといふことで、地上部分のほうでかさ上げを行いまして、その上に載せていきたいと、かさ上げをした、その下の部分を駐輪場として利用したいという形で計画したものでございます。

○ 伊藤嗣也副委員長

わかりました。

液状化のことが入っておるんでしたら、大体50cmぐらいは沈下するだろうというふうなことも言われておると聞き及んでおるんですね。したがって、3mかさ上げしても2500、2.5mぐらいまで下がってくるんじゃないかならうかという懸念もありますので、これ、設計段階のときにまたいろいろご検討ください。

次、よろしいですか。済みません。今度は資料のほうの2ページなんですが、下水道の関係でございますが、不明水の処理に要する経費、よろしいですか。これ、不明水というのは、当然、下水を接続するときに全部調査されるわけですね。調査をした上で、例えば宅内のますであったり、あらゆる管内も事前に不明水があるか、ないかは調査をしてから接続になるので、これ、不明水がなぜ起こっておるのか、まして細かい金額まで維持管理費相当額というふうになっておるんですけども、この数量はどうなっておるのか、これ、どうやってはかったのか、ちょっと教えてもらえませんか。

○ 荒木財政経営課長

済みません。財政経営課の荒木と申します。

不明水の処理に要する経費でございますが、こちらの算定の仕方といたしましては、一応、繰出基準というのがございまして、不明水の処理に要する経費ということでございますが、有収水量と処理水量、こちらを、処理水量を有収水量で除しまして、その3カ年平均をとるといような格好で算定はいたしてございます。ちょっと細かいところの内訳につきましては、総トータルといたしまして不明水の処理に要する経費として算定いたしてございますもんで、あとについてはパーセンテージでそれぞれかけておるというものでございます。

以上でございます。

○ 伊藤嗣也副委員長

いえ、私が伺ったのは、不明水がこんなにも発生すること自身がちょっと理解しがたい部分もありますので、不明水の調査をしてから本管への接続がなされるわけですね。それはご存じだと思うんですけども、ですから、不明水があったら接続できないんですよ。それは上下水道局が全て立ち会うわけですから。ですから、なぜここで不明水が出てくるのかを教えていただきたい。

○ 荒木財政経営課長

勉強不足で申しわけございません。ちょっと上下水道局のほうに確かめて、しっかりとした返事をさせていただきたいと思います。済みません。

○ 伊藤嗣也副委員長

どうかよろしく申し上げます。

以上です。

○ 毛利彰男委員長

他にございませんか。

○ 中村久雄委員

宮妻峡の補修にかかるということであれですけども……。

(「水沢もみじ谷ですね」と呼ぶ者あり)

○ 中村久雄委員

ごめんなさい。水沢もみじ谷の整備事業で、その上の宮妻峡。宮妻峡の森林の景観の中で、ナラ枯れが心配されているというのは地元の方から聞いたことがあるんですけども、その辺の進捗状況や、先ほどの石川委員さんの質疑を聞いておったら、やはり今回のやつでも崩落してからの手だてで、今、早いうちに手当てをしとかなあかんのとちゃうかと。また三重県の新しい県民税も出たところで、非常に有効な手だてになるのかなと思うんですけど、その辺の今のナラ枯れの状況と今後の計画なんかがありましたら、検討された結果、それを教えてほしいなど。

○ 平田管財課長

その部分につきましては、今、特に計画をもって処理をするというところまでは至ってございません。宮妻峡を初め周辺の森林についての状況につきましては、今後、地元の自治会とか地区市民センターとかでぜひ調査をさせていただいて、どうするかというのをちょっと検討させていただきたい。今のところ、特に検証はしておるものを持っているわけではございません。申しわけない。

○ 中村久雄委員

これ、2年ぐらい前に水沢町の市有林で聞いた話で、やはり地元の方は心配されている。

四日市でも有害鳥獣の非常な被害が出ている中で、その中でやっぱり森林の放置というのが課題になっているときに、調査も全然されてない。もう地元の方の意見は余り聞いてないかなというふうにはしか受けとめられないんですけど、調査も実際にされてないというところでいいんですかね。

○ 平田管財課長

申しわけないんですが、全体的な調査は今のところ、しておりません。

○ 中村久雄委員

本当に山を守っている方が心配されていることなので、ぜひ調査をして、どういう対策が打てるのかというのはやってほしいなと。ぜひこのみえ森と緑の県民税が出るときに、やるよということを、意思を見せてほしいなというふうに思います。これは要望でいきます。

あともう一つ、進捗状況を聞きたいんですけど、水沢町の市有林で東芝さんが使って、いろんなことをやっていくということがありますよね。あれの今どういうふうになっているのか、もしわかることがありましたら。

○ 平田管財課長

去年から東芝さんの力をお借りしまして、水沢町の市有林の一部分について植栽とか伐採とか、そういう部分でご協力をいただいております。それは去年からしていただいて、ことしも2年目でございますけれども、ちょっとこの秋に、ことしも150人ぐらい参加いただきまして植栽とかをやっていただいたという状況で、まだしばらくは続けていただけるといって状況になっております。

○ 中村久雄委員

いろんな方が森林保護にね。やっぱり手をかけると。緑を守るということは、やっぱり手がかけられない里山の放置とかいうのが今後、大きな問題になってくると思いますので、いろんな方の力も入れながら、ぜひ進めていってほしいなと思います。

あともう一点、補正予算のほうでは厳しくされると思うんですけども、ふるさと応援寄附金の平成26年度4月からの実施を目標に記念品のバリエーションを広げ、寄附金額に応じた品ぞろえというふうにありますけども、もうあと1カ月ですから、公表もせなあかん

時期に……。

(「補正だよ、それ」と呼ぶ者あり)

○ 毛利彰男委員長

補正ちゃうの。

○ 中村久雄委員

いや、補正じゃない。補正では、また違うこともあると思いますけど、予算としてどう
いうふうな契約になっているのか、お示しできるものがあれば。

○ 内田財政経営部次長・市民税課長

財政経営部の内田でございます。

今ご質問いただきましたふるさと応援寄附金のもろもろの経費につきましては、ちよっ
と予算書で恐縮なんですけども、予算書の111ページに税務総務費という費目がございま
して、そちらの一般経費の中でふるさと応援寄附金に関するお礼の品の贈呈経費とかパン
フレット作成経費等々を計上させていただいております。111ページの一番下の一般経
費の中に、この予算が計上されてございます。

以上でございます。

○ 中村久雄委員

232万円、これ、全額、このふるさと応援寄附金の対応ということですか。

○ 内田財政経営部次長・市民税課長

いえ、ふるさと応援寄附金に係るのは、この一部でございます。

○ 中村久雄委員

一部というのは、具体的にここで金額で、予算で積み上げているんですよね。教えてい
ただけますか。

○ 内田財政経営部次長・市民税課長

財政経営部の内田でございます。ちょっと待ってくださいね。

まず、ふるさと応援寄附金の「感謝の気持ち」、お礼の品の贈呈経費が50万円でございます。それから、当然そのメニュー等を変えますので、現在のパンフレットを新たに作り直すということで、2000部を想定をしておりますが、これが5万9000円でございます。

おおむねはそれぐらいの経費でございます。

○ 中村久雄委員

お礼の品をどういうふうに変更するかというのは、まだ決まってない。今年度と同じ内容でいくということですか。

○ 内田財政経営部次長・市民税課長

財政経営部、内田でございます。

現在は、2セットといいますか、5000円以上の寄附の方に対して地場産品の詰め合わせ、あるいは萬古焼、お茶のセットで2パターン用意してございますが、それを12個から14個ぐらいの品ぞろえにして、寄附金のおおむね半分程度の品物になるように、今、考えてございます。

○ 中村久雄委員

それが寄附金に応じてということですね。寄附金に応じた品ぞろえをするというのがありますけど、ですから10万円寄附されたら5万円程度までというふうな考えで。

○ 内田財政経営部次長・市民税課長

今現在、考えておりますのは、5000円から1万円ぐらいですと2500円程度、1万円を超えて2万円までがその半額の5000円程度、2万円以上については1万円程度、それぐらいで今、考えてございます。

○ 中村久雄委員

平成21年度は1億円の寄附された方もいらっしゃったみたいで、それで思ったんですけど、わかりました。

以上。

○ 毛利彰男委員長

他にございますでしょうか。

○ 伊藤嗣也副委員長

このふるさと応援寄附金ですけども、ふるさとという根拠はどのように本市として解釈されておるのか、教えてください。

○ 内田財政経営部次長・市民税課長

いろいろ取り方があるかもしれませんが、例えば子供のころに本市に在住していて、いろんな地域の取り組みとか行事に参加して、四日市に対する思い入れがたくさんあって、社会人になって市外あるいは県外に出て就職されている方、そういった方が四日市、頑張っているなど、そういった思いで寄附していただく、そういったようなことがあると思います。

以上でございます。

○ 伊藤嗣也副委員長

要は、何も法律で決まった定義はないということですよ。

○ 内田財政経営部次長・市民税課長

はい。法律で定義されておるものはございません。

○ 伊藤嗣也副委員長

四日市独自の、極端なことでいえば、今、説明のあった、おのおの方、違う見解になるかもわかりませんが、そのような判断でこのふるさとという意味合いがとられておるんではないかということに少し懸念をいたしました。やはり、これ、今、半分程度という話がありましたけども、市民の税金で返されるわけですよ。考え方を教えてください。

○ 内田財政経営部次長・市民税課長

基本的には、寄附された寄附金のうち、今回、新たに見直している案としましては、例えば1万円寄附していただいた場合にその半分、寄附から半分程度は「感謝の気持ち」として、お礼としてお返しするということになりますので、そういった意味だけとらえますと、いただいた寄附から半分程度を品物としてお返しするという意味になると思います。

以上でございます。

○ 伊藤嗣也副委員長

そうしますと、税金といいますか、市民の皆さんからちょうだいしているやつには一切手を触れずに、いただいた寄附金の中でやりくりをしていくという考え方でいいんですか。このふるさと応援寄附金について、本市の考え方は。

○ 内田財政経営部次長・市民税課長

行政の予算的に申しますと、当然、寄附金としては歳入で一旦受ける。「感謝の気持ち」につきましても、改めて歳出予算として計上して、当然、それは執行するわけでございますけれども、寄附金のやりとりだけで考えますと、先ほど私が申しましたように、寄附金をいただいて、その半分程度をお返しするということになると思います。

以上でございます。

○ 伊藤嗣也副委員長

ちょっとその辺が。例えば税でいえば、これ、税額控除になるんですね。ですから、今、いただいた額の半分をその中から返すということと、だけど、これは税の控除になるわけですね。何かちょっとその辺がもう一つ、私としては消化しづらいんですけども。

○ 内田財政経営部次長・市民税課長

基本的には、このふるさと応援寄附金制度と申しますのは、例えば四日市以外にお住みの方が、本来ですとその地で住民税を納めていただく、そういうものでございますけれども、四日市に寄附をすることによって、寄附金の2000円を超える部分はお住まいの自治体の税金から控除されると。いわゆるその部分が四日市に入ってくるわけでございまして、ですからお住まいの個人住民税は、2000円を超える部分が本市のほうへ入ってくるというふうにご理解していただいても結構だと思います。

○ 伊藤嗣也副委員長

ちょっとインターネットのほうで検索をした情報なんですが、ある町で、義援目的で震災に遭われたところに寄附を行った。それが多額やったわけです。その住民の方は、株を売買されて、生じた住民税約1億円を源泉徴収されていたわけですが、確定申告により寄附分が控除対象となり、約7900万円が還付されることになったわけです。このことによってその町は、その住民から本来、納税される年度の町民税が大幅に減ったばかりでなく、還付金として約4700万円を負担することとなったわけです。

なお、そのとき町長は、その住民から納税額を超える還付金相当額については地方交付税、特別交付税で補てんするよう求めようとしておるといのが載っておったんですが、今のこれについて、何かお考えというかコメントあればいただきたいんですが。

○ 倭財政経営部長

済みません。今の点でございますけれども、内容を、詳細をちょっと確認させていただかないと、今ここですぐにどうだというふうなところはちょっとお答えできないというふうに思っております。

当然、このふるさと応援寄附金を他市の方が本市にというふうなところで、今、言われたようにそういう控除額の非常に大きいところがここの関連上どうなるか、ちょっとお答えできませんので、1回、その内容を教えていただいて、どういう考え方かと、交付税の関係もちょっと確認させていただきたいと思います。

以上でございます。

○ 伊藤嗣也副委員長

後で資料を渡しますが、このような想定してないケースが起こっておるということも、やはり本市としても検討しておかなきゃいけないと思います。ですから、このような話をさせてもらいました。よろしく申し上げます。

以上でございます。

○ 毛利彰男委員長

他にございませんか。

(なし)

○ 毛利彰男委員長

ないようですので、質疑を終えたいと思いますが、副委員長さんにお尋ねします。今の寄附金控除の件、それから不明水の件、これがきちんとした答弁をいただいていませんが、討論、採決に入ってもよろしいですか。

○ 伊藤嗣也副委員長

結構でございます。

○ 毛利彰男委員長

よろしいということですね。はい、わかりました。

それでは、質疑を終えたいと思います。

ただいまより討論に入ります。

討論がありましたら、ご発言願います。

(なし)

○ 毛利彰男委員長

討論もないようですので、これより分科会としての採決を行います。

議案第166号平成26年度四日市市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費中管財課関係部分、第5目財政管理費、第7目財産管理費、第22目諸費中市民税課、財政経営課関係部分、第2項徴税費、第4款衛生費、第4項病院費、第8款土木費、第7項下水道費、第11款公債費、第12款予備費、第2条債務負担行為のうち関係部分、第5条歳出予算の流用、議案第179号平成26年度四日市市桜財産区予算につきましては、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○ 毛利彰男委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

全体会へ送るものはありますでしょうか。

(なし)

○ 毛利彰男委員長

なしということで、送るものはないと決します。

[以上の経過により、議案第166号 平成26年度四日市市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費中管財課関係部分、第5目財政管理費、第7目財産管理費、第22目諸費中市民税課、財政経営課関係部分、第2項徴税費、第4款衛生費、第4項病院費、第8款土木費、第7項下水道費、第11款公債費、第12款予備費、第2条債務負担行為関係部分、第5条歳出予算の流用、議案第179号 平成26年度四日市市桜財産区予算について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 毛利彰男委員長

ここで一旦休憩に入ります。再開は30分ということさせていただきます。

15 : 13 休憩

15 : 31 再開

○ 毛利彰男委員長

それでは、休憩前に引き続き予算常任委員会総務分科会を再開いたします。

議案第192号のほう、平成25年度四日市市一般会計の補正予算について審査をいただきたいと思います。

議案第192号 平成25年度四日市市一般会計補正予算（第5号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

第22目 諸費

第2項 徴税費

第12款 公債費

歳入全般

第3条 地方債の補正

○ 毛利彰男委員長

議案第192号平成25年度四日市市一般会計補正予算（第5号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第22目諸費、第2項徴税費、第12款公債費、歳入全般、第3条地方債の補正につきまして審査をいただきます。

まず、資料の説明を求めたいと思います。

○ 荒木財政経営課長

財政経営課、荒木と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私のほうから、総務費、第22目諸費につきましてご説明申し上げます。予算書のほうの補正予算書でございますが、こちらの26、27ページをお願いいたします。

○ 毛利彰男委員長

厚いやつですね。ありますよね、2点ね。中村委員がない。

はい、お願いします。

○ 荒木財政経営課長

済みません。よろしく申し上げます。

26ページでございますが、第22目諸費でございます。27ページのところで区分ということで、積立金ということで、財政調整基金及び減債基金の積立金でございます。

まず、財政調整基金でございますが、平成24年度の繰越金を財源といたしまして、実質収支額の2分の1、9億6389万3000円を積み立て、一方で減債基金につきましては、農業

集落排水事業、こちら水沢東部と和無田で事業を行ってございますが、こちらの事業に対しまして、翌年度以降の市債の償還に対する県の補助金が交付されるということになってございまして、この補助金が昨年度の経済対策等によりまして実施しました事業費に対しまして追加交付されるということから、その財源をもってルールどおり減債基金に積み立てて翌年度以降の償還金に充てさせていただくものでございます。

なお、こちらの減債基金でございますが、平成26年度末の残高といたしまして3億4000万円弱を見込んでございます。

また、財政調整基金の残高につきましては、恐れ入ります、2月補正予算参考資料というところの資料をお願いできますでしょうか。補正予算参考資料というものでございます。こちらの4ページをごらんいただけますでしょうか。

済みません。こちらの4ページでございますが、財政調整基金の積み立て及び取り崩し、残高の推移の表でございます。一番下の欄でございますが、平成25年度2月補正予算で9億6389万3000円を積み立ていたしまして、最終残高、今年度末の見込みといたしましては101億355万8000円となる見込みでございます。

私のほうから説明は以上でございます。

○ 毛利彰男委員長

ありがとうございます。

○ 内田財政経営部次長・市民税課長

財政経営部の内田でございます。よろしくお願いたします。

私のほうからは、歳出第2款総務費、第2項徴税費、第1目税務総務費についてご説明申し上げます。補正予算書は、(1)の、同じく先ほどの26ページ、27ページでございすけど、説明につきましては、今お手元、開いていただいております平成26年2月市議会定例会の2月補正予算参考資料の5ページ、6ページで行いますので、ご準備のほう、よろしくお願いたします。

内容につきましては、資料5ページに記載しておりますとおり、税務総務費のうち一般経費に計上しております四日市市ふるさと応援寄附金の「感謝の気持ち」贈呈経費でございます。ふるさと応援寄附金は、本市を応援したいという方が寄附金という形で本市のまちづくりにご支援をいただく制度でございまして、寄附金の2000円を超える金額について

一定の限度額までの税の軽減が受けられるものでございます。本予算は市外の方から5000円以上の寄附金をいただいた場合に、ご希望であれば「感謝の気持ち」として地場製品の詰め合わせ等を贈呈するものでございます。当初予算では、前年度を実績に1件当たり5000円相当の贈呈経費、50人分を見込んで25万円を計上してございましたが、本年度から寄附をされる方は急増しておりまして、「感謝の気持ち」贈呈経費の不足が見込まれるということで70万円の増額補正をお願いするものでございます。

資料6ページには、制度がスタートした平成20年度から本年1月末までの寄附金の実績を掲載してございますが、上から制度の概要、寄附者数と寄附金額の実績、それから寄附者の住所別内訳、それから寄附金額ベースの内訳、それからこれまでの寄附者数の推移を一番下にグラフで示してございます。平成26年1月末で142件の寄附がございまして、「感謝の気持ち」を希望されている方が、うち137名ということでございますので、今後につきましてもおよそ190件ほどの「感謝の気持ち」の贈呈経費を見込んでございます。

説明は以上でございます。

○ 荒木財政経営課長

済みません。私のほうから、続きましての説明、第12款公債費のご説明を申し上げます。説明につきましては、予算書をお願いいたします。42ページ、43ページでございます。予算書の42ページ、43ページをお願いいたします。

済みません。恐縮です。第12款公債費でございます。まず、43ページの上のほうからでございますが、地方債償還金、これ、元金でございますが、平成14年、15年度に許可を受けまして、財政融資及び簡易保険から借入れを行った5本の市債につきまして、借入れ条件といたしまして償還期間が20年間で、10年後に利率を見直しするというものでございます。今回、この利率といたしましては0.2%から0.8%の幅で下がってはございますが、元利均等払いということから、利子が下がる分、元金がふえるということになりまして、当初見込んでいた金額より171万5000円増額補正をお願いするものでございます。

なお、トータルに支払う金額といたしましては当然、利率が下がったということで減少してございます。

次に、その下のところでございますが、地方債利子でございます。借入金額、また利率が当初見込みより減ったという、下回ったということによりまして4910万円の減額をするものでございます。

続きまして、歳入全般に移らせていただきます。歳入全般にかかわる部分といたしまして、まず経済対策関係をご説明申し上げますもので、2月補正予算参考資料の、こちら、先ほど見ていただいていたやつでございますが、こちらの23ページをお願いいたします。

(「27ページ」と呼ぶ者あり)

○ 荒木財政経営課長

済みません。失礼しました。27ページでございます。済みません。申しわけございません。

こちら、国の好循環実現のための経済対策に伴う事業一覧ということで取りまとめてございます。一般会計、一番下のところの普通交付税の追加交付、下水道事業会計、合わせて10件で総額8億8870万円、国庫補助金3億5081万3000円、普通交付税3235万4000円の交付を受けるものでございます。また、一般会計といたしましては、市債で2億450万円、その他につきましては、受益者負担金ということでございますが、40万円をそれぞれ計上いたしてございます。

めくっていただきまして、28ページをお願いいたします。こちら、予算の表で取りまとめてございますが、好循環実現のための総額5.5兆円の経済対策につきまして、国予算額、具体的事業、事業概要、本市の状況と、また一番右の欄でございますが、予算措置ということで28ページ、29ページにわたって、2ページにわたります表にまとめてございます。一番右の予算措置の欄につきましては、今回、お願いしてございます平成25年度の補正あるいは平成26年度の当初予算で措置したもの、また平成26年度の当初予算の補正でお願いしているものと、それぞれ対応する予算の状況を掲載してございます。また、予算措置の空白の欄でございますが、こちらにつきましては、今回、この経済対策分といたしましては本市は該当しないということで、その該当しない理由を本市の状況の欄に記載させていただきます。

今回、予算措置の欄でございますが、三つの予算に分けて計上いたしてございますが、こちらの考え方でございますが、基本的にソフト事業でその内容、概要が早く国より処理されたもの、ある程度見込みがつくもの。例えば28ページの中段よりやや下の欄でございますが、女性の活躍促進事業のうちで成人風しん予防事業などにつきましては、平成26年度の当初予算でもうある程度見込みが立つということから、当初予算で組み込みました。

また、29ページの下のほうの臨時福祉給付金（簡素な給付措置）などのように、2月に入ってから、これは具体的な内容が国から示されたものでございますが、こちらにつきましては、平成26年度の当初予算の補正ということをお願いしてございます。さらに、ハード事業でございますが、そちらにつきましては、2月6日の日に補正予算が成立いたしまして、こちらで内示を受けまして、平成25年度の補正予算に計上したものでございます。

それでは、本題の歳入全般につきましてご説明申し上げますもので、予算常任委員会資料の歳入をお願いいたします。こちらのほうでございますが、予算常任委員会資料平成25年度一般会計補正予算（第5号）歳入と。

済みません。申しわけございません。1ページをお願いいたします。平成25年度の一般会計補正予算の歳入全般についてでございます。主なものにつきましてご説明申し上げます。

主な内訳の欄でございますが、こちらで黒で経済対策というふうに記載させていただいてございますが、先ほど全体を見ていただきました経済対策に係る部分の歳入となっております。

まず、市税でございますが、5530万円の増額を行ってございますが、後ほど内訳につきましてご説明申し上げますので、少し飛ばさせていただきます。

次に、第10款地方交付税でございます。こちらは経済対策分として補正予算にて追加されるものでございまして、普通交付税の3ページにおきまして交付税総額は不足することから、これ、毎年でございますが、調整額というものが設けられまして、少し減らして交付されるというものでございますが、それが満額算定どおりに交付されるということになりましたことから、3235万4000円の増額をお願いするものでございます。

続きまして、少し飛びまして第19款繰越金につきましては、一般繰越金といたしまして平成24年度からの繰越金でございますが、実質収支額9億3000万円余から当初予算を差し引いた部分、13億2700万円余を全て計上させていただくものでございます。

続きまして、2ページをお願いいたします。第21款市債についてでございますが、こちらにつきましては8億9070万円の減額を計上いたしてございます。通常の前算分、歳出の減に伴う補正といたしまして10億9500万円余の減額を見込んでございまして、また先ほどもご説明申し上げましたが、経済対策に伴う増分といたしまして2億450万円を計上してございます。その他、分担金から負担金等の歳入につきましては、歳出に係る特定財源ということで見込んでございます。この結果、歳入総額といたしまして8億2200万1000円を

計上いたしてございます。

続きまして、2ページの欄外でございますが、今回の2月補正におけます財源調整の考え方についてでございます。歳入で精算及び経済対策の歳入を見込みますと、それぞれ14億6000万円の増、一方、歳出では経済対策分も見込みまして1億4000万円の減ということとなりまして、事業費の精算及び経済対策によりまして生じました財源としましては16億円でございます。この16億円を、下の矢印のところでございますが、臨時財政対策債を含みます市債の減6.4億円と財政調整基金への積み立てに活用いたしてございます。この結果といたしまして、予算規模は8.2億円というふうになってございます。

続きまして、3ページをお願いいたします。こちら、先ほど少し飛ばさせていただきました市税の内訳についてでございます。補正額といたしまして、5530万円を計上いたしてございます。まず、法人市民税の法人税割でございますが、こちらにつきましては税率の引き下げによる影響はございますものの、景気の持ち直しにより大企業の製造業の一部で業績が堅調に推移したことなどによりまして3億8900万円の増、また一方で、固定資産税の家屋及び都市計画税の家屋につきましては、新增築家屋の減少などの影響によりましてそれぞれ減額するとともに、償却資産におきましても大規模法人の新規投資が当初の見込みを下回ったということから、2億2200万円余の減額を計上いたしてございます。

続きまして、4ページをお願いいたします。地方債補正についてでございますが、ごみ処理施設整備事業資金から公共土木施設災害復旧事業資金まで11本の資金につきまして補正を計上いたしてございます。内容といたしましては、先ほども歳入全般でご説明申し上げましたが、事業費の精算に伴うものといたしまして10億9520万円の減、こちらは歳出が減ってきたことによりまして、当然、起債のほうも減るといふものといたしまして10億9520万円、また経済対策に係る増額分、こちらの表につきましては、上から4段目でございますが、橋梁の部分と街路、義務教育施設整備事業資金の内数というふうになってございますが、合わせまして2億450万円の増というふうになってございまして、合計いたしましてトータル8億9070万円の減を計上してございます。

続きまして、5ページをお願いいたします。地方債の補正の具体的な内容につきまして、5ページ、6ページのほうで整理させていただいてございます。表の左から区分、事業名、それから補正額、起債種別、対象事業費、充当率、補正後市債額を、それぞれ区分1の総務債から区分7の災害復旧事業債まで記載いたしておりますので、ごらんいただければというふうに思います。

私のほうから説明は以上でございます。

○ 毛利彰男委員長

終了ですね、説明ね。

ご説明はお聞き及びのとおりであります。ご質疑がありましたら、ご発言を願います。

○ 森 康哲委員

財政調整基金のところ、9億6000万円をまた積み増しして、合計が101億円ですか、以上積み上がるわけですけれども、今現在、市の起債、借金の部分の利息って年間どれぐらい払っているんですかね。

○ 荒木財政経営課長

年間につきましては、利息部分だけといたしましては11億8400万円、これ、平成25年度の補正後ベースでございますが。

○ 森 康哲委員

11億円強の利息を払っている中には、利率の悪い部分があるんですよ。借金しながら貯金もしていかなあかんというところはわかるんですけれども、今現在、100億円を超える貯金をして、損得勘定すると、利率の悪い部分を返していったほうが結果的に得をするというのもあると思うので、その辺の考え方はどういうふうにとらえるんですか。何か目的があって財政調整基金を100億円まで積み増しして、これに充てようというので積んでおるのか、それとも何かあったときの基金として積んでおるお金なのか。それが100億円は適正かどうかも含めて、ちょっと考え方をお願いしたいんですけれども。

○ 倭財政経営部長

財政調整基金の残高についてというところで、ご指摘いただいたように、やはり公債費、利息的にはこれまで高いものについては繰上償還等をさせていただく中で、今、5%を切っておる状況にあると思います。当然、その中で、例えば財政調整基金なら、利率を見た場合、その乖離は非常に大きいかというふうなところでございます。

具体的に、この101億円、何の目的があってというふうなご指摘をまず1点、いただい

たわけでございますけれども、これまでこちらとして説明させていただいておるのは、東日本震災を受けて、やはりそういった備えというふうなところも含める中でというふうなところも加味して、今回の行財政改革のプランにおきましても財政調整基金と減債基金を合わせて100億円というふうな、それを確保するというふうな目標を掲げさせていただいたところでございます。以前から目標額は一体幾らなんだというご意見もいただいているわけですが、あれからこちらとしてもいろいろ研究なり他市の状況等も確認させていただいたというふうなところがございますけれども、例えば規模の何%とか、なかなか明確な基準もないという中で、例えば都市によりましては標準財政規模の18%を目標に掲げておるというふうなところもございますし、中には5%、10%という、そういうところもございまして、なかなか難しい、明確なその基準というのはないというふうなところで今、こちらとしては認識してございますけれども、先ほど申しましたように、やはり他都市の状況で中核市の状況でありますとか、そういうところは県下の状況も説明させていただきました。そういった中で、県下の状況といたしましても、市民1人当たり、本市が2万9000円に対して県下平均4万円という状況を踏まえる中で、一定の中で100億円というふうなところを掲げさせていただいておるという状況でございます。

いずれにいたしましても、当然、今現状、今回もそうですが、前年度からの剰余金、これを繰り入れ、積み立てさせていただいておるというふうなところがございますので、基本的には地方財政法の2分の1以上というふうなところで、こちらとしてはやっぱりやっていくのが基本だというふうに考えてございますけれども、当然、剰余金19億円にしても、今回も臨時財政対策債の借り入れを減らすとかというところもございまして、剰余金、やっぱり補正予算の財源というところもございまして、トータルで財政調整基金に積むものもございまして、それから市債の発行を抑えるというふうなところで、そこについては総合的にその都度その都度、見ていきたいと思っております。

以上でございます。

○ 森 康哲委員

今、5%を若干下がった、利率であるということなんですけれども、2000億円強なんですかね。200億円ですか、借金自体が。

○ 荒木財政経営課長

済みません。一般会計だけで申し上げますと、平成26年度末でございますが、見込みといたしまして768億円、全会計でいきますと、企業会計も合わせたもので1967億円ということで見込んでございます。

以上でございます。

○ 森 康哲委員

約2000億円弱の借金で、5%の利率でお返ししていると。その中には、やはり6%、7%で借りている部分もあると思うんです。そういうところの借金を少しでも返すことによって負担が減れば、必要な部分だけは貯金しておかなあかんと思うんですけれども、もし100億円という目安はクリアして、今後やっていく上に借金の返済に充てられるのであれば、やはりそういうところに目を向けて返すべきだと思いますので、方向性、ちょっとお伺いしたいんですけれども、今後の方向性はどういうふうな方向性で考えてみえるんですかね。

○ 倭財政経営部長

1点、確認も含めてなんでございますが、現状の借りておる起債の利率でいきますと、これ、6%以上はこれまで償還して、今、マックスで4.8%という状況で、これがまず報告をさせていただきたいと思います。

今ご指摘いただいた点でございますが、こちらとしても、確かに何でもやみくもに財政調整基金につぎ込んだと、そういうふうなものではございません。ただ、そういったところで備えるという中で、他都市の状況も見の中で、一定のものを確保したいという思いがございます。そういったところでは、先ほど申しましたように総合的にやはり見ていった上で、前年度からの剰余金を適正に処理していきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○ 森 康哲委員

やはり税収の見込みが今後、厳しくなる、特に法人の償却資産に係る固定資産税ですか、その部分も見通しがどうなっていくのかということも大事な部分やと思ひますし、人口的にも減少も考えていかなあかん。そうすると、やはり借金も減らしていけるときに減らさないとなんでもないことになるんじゃないかなということも考えられますので、確かに備

えは必要だと思います。しかし、その辺のバランスを、もう少し見通しを立ててやっていたらいいと思いますので、要望とします。

○ 毛利彰男委員長

他にございますか。

○ 伊藤嗣也副委員長

ふるさと応援寄附金の件でちょっと確認したいんですが、寄附申込書の2番に寄附金の活用の分野について、事前に寄附をされる方あてにその方の活用をきちっとその分野にすると7項目挙がっていますが、平成25年度、今年1月末時点で約103万9000円ですか、この7項目に対してきちっと振り分けされて、どういう金額の割合でいっておるのか教えてください。

○ 倭財政経営部長

今おっしゃられた内容につきましては集計してございますけど、ちょっと今、本日、手元に用意してございませんので、後ほど資料でお配りさせていただいてよろしいでしょうか。

○ 伊藤嗣也副委員長

ええ。よろしく願いいたします。

以上でございます。

○ 毛利彰男委員長

他にございますか。

○ 竹野兼主委員

会派でちょっとこれを聞いてこいと言われましたので、2月補正予算参考資料、先ほどのところの四日市ふるさと応援寄附金の部分なんですけど、年間所要額が、先ほどもちょっと説明を受けたんですけれど、こういうふうな理由をどういう形で分析されているのか、今後どのような形で展開をしていこうとしているのかという部分の話を少し

聞かせていただきたいと思います。

○ 内田財政経営部次長・市民税課長

財政経営部の内田でございます。

ふるさと応援寄附金ですけど、まずお礼の品が最近、テレビや新聞等で取り上げられておりまして、非常にふえてきておると。中には商品カタログのようなパンフレットをついたり、あるいはインターネットでもお礼の品のランキングを表示したサイトも登場しておる、そういった状況があります。最近はそのふるさと応援寄附金の取り合いから、お礼の品が過剰な様相を呈してきておって、マスコミもそれに拍車をかけておると、そういった状況が今、顕著になってきておる。本市においても、平成23年8月に一応、記者発表した折には、5000円以上の寄附者に対して5000円相当の記念品を贈呈すると公表しておりまして、そういったことから、マスコミにその後、いろいろ取り上げられてきたということもあって、あるいは5000円という寄附の手ごろ感、そういったことももろもろ影響しまして、平成24年度以降、急激に伸びてきたんではないかと思っております。

あと、今後の考えといいますと、確かに議会のほうでもご指摘がございましたように、5000円の寄附で5000円の記念品を渡していてどうやというご意見もあって、平成26年度はそういったご意見も踏まえて、5000円相当の記念品というのではなくて、寄附金額に応じて贈呈記念品の金額を決めていこうということで、先ほども言いましたけども、例えば5000円以上1万円未満の場合は2500円相当とか、収支差が改善されるような、そういったメニューに改めて平成26年度はスタートしたいと思っております。

以上でございます。

○ 竹野兼主委員

その部分のところで多分、会派の中でも考え方をきちっと確認するよということだったと思います。当初予算のほうでもその内容的な部分を少し、幾ら当たりについて幾らという数字も挙がっておりましたので、ここのところについては、いろんな考え方があると思うんですけど、先ほどもちょっと話の中に地場産業の産品を、小さなところの部分では自治体のPRという意味合いを込めてという部分もあったりはするんですけど、市としては、いろんな意味の部分では、PRよりもきちっとしたもともとのふるさと応援寄附金の内容を踏まえて展開していくということによろしいですね。

○ 内田財政経営部次長・市民税課長

財政経営部、内田でございます。

おっしゃるとおり、もともとの制度の趣旨から大きく逸脱した、そういったことはやはり避けるべきであろうと考えております。ただ、例えば資料6ページを見ていただきますと、平成23年度から実はこの「感謝の気持ち」を贈呈していこうということで始めておるわけですが、それまでの3年度間、2件の寄附しかなかったということもあって、寄附者をふやす、あるいは本市の地場産品をPRしていくと、そういった趣旨から、周りの自治体につられて本市もこういう記念品を贈呈するようになってきておりますが、昨今の状況を踏まえましても非常に行き過ぎという部分もございまして、昨年9月に総務省のほうから節度ある対応ということで、本市もそういったことを十分認識しながら、本来の制度の趣旨を踏まえて取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○ 竹野兼主委員

了解しました。

○ 毛利彰男委員長

他にございませんか。

(なし)

○ 毛利彰男委員長

他にご質疑もないようですので、これより討論に入ります。

討論がありましたら、ご発言願います。

(なし)

○ 毛利彰男委員長

別段討論もないようですので、これより分科会としての採決を行います。

議案第192号平成25年度四日市市一般会計補正予算（第5号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第22目諸費、第2項徴税費、第12款公債費、歳入全般、第3条地方債の補正につきましては原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

○ 毛利彰男委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

全体会へ送るべきものはありますでしょうか。

（なし）

○ 毛利彰男委員長

ないということで、送らないものと決します。

[以上の経過により、議案第192号 平成25年度四日市市一般会計補正予算（第5号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第22目諸費、第2項徴税費、第12款公債費、歳入全般、第3条地方債の補正について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 毛利彰男委員長

皆さんにお諮りをします。

残りの部分は明朝にしてはという意見もいただいておりますが、いかがさせていただきますでしょうか。

（異議なし）

○ 毛利彰男委員長

それでは、平成26年度補正予算以降、財政経営部・会計管理室並びに議会事務局等の審

査につきましては、あすにさせていただきます。明朝10時からは請願の審査に入りますので、よろしくお願いを申し上げます。

本日はこの程度にします。ありがとうございました。

16 : 10 閉議